

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成24年8月8日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長

佐藤通君

産業振興課参事

高橋一清君

(農林行政担当)

建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	三浦源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山孝明君
復興事業推進課 技術参事兼課長補佐	畑文隆君
復興企画課課長補佐	野口実基君
復興企画課主幹 兼企画推進係長 兼情報化推進係長	大森隆市君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
次長兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤孝志
主事	加藤優美子

午前10時00分 開会

○委員長（西條栄福君） おはようございます。

お盆を間近に控えまして、何かとお忙しい中、本特別委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会の進め方は、まず最初に「住宅再建に向けた町独自支援策について」「JR気仙沼線BRT（バス高速輸送システム）の暫定運行について」の2件を一括議題とし、担当課より説明をいただいた後、各委員からの質疑を受け、質疑終了後、次に「志津川地区都市計画について」と「土地評価の状況について」の2件を一括議題とし、担当課より説明をいただいた後、各委員からの質疑を受けるという方法で進めていきたいと考えております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、「住宅再建に向けた町独自支援策について」「JR気仙沼線BRT（バス高速輸送システム）の暫定運行について」の2件を一括議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、（1）と（2）の関係につきましてご説明申し上げます。

まず、1枚物の資料、「住宅再建に向けた町独自支援策について」をご用意いただきたいと思います。

これについては、6月定例会の場において一般質問に対する町長答弁で、町民の住宅再建に対する町独自の支援策についてご説明申し上げたところでございますけれども、今回その制度の内容の詳細について改めてご説明いたします。

なお、補助制度については複数課にわたってございますので、私から通して説明を行いまして、その後委員からの質問に対しては担当課長がお答えするという段取りでございますので、

よろしくお願ひいたします。

まず、①のがけ地近接等危険住宅移転事業に係る支援者枠の拡大でございます。町では、津波浸水の被害地については現在環境の整ったところから来月おおむね9月までの間に逐次災害危険区域に設定いたしまして、住宅の建設を基本的に制限しているところでございますけれども、その間にさまざまな事情から危険区域指定前に個別に住宅を建設なさっている方もおられます。町では高台移転を基本的に防災集団移転とがけ近事業を使って進める考えでございますけれども、既に個別移転してしまった方については補助事業であるがけ近事業の補助対象とはなりません。その際、住宅ローンを借りられて住宅を建設されても、現在はその支援手段はない状態でございます。国において、3月11日の被災時までさかのぼって適用していただければこうした問題は発生しなかったわけでございますが、町からもたびたび復興庁に対して申し入れを行っているところでございますけれども、遡及適用は現在難しい状態でございます。したがって、早くに住宅を再建された方々の不公平感を是正するために、災害危険区域指定以前の個別移転者に対しても基本的に国の支援と同様の制度を創設いたしました。ただし、国の制度では町外への移転も対象といたしておりますが、当町では政策的に定住化の推進、それと何より町単独支援ということで、町の財政面からかんがみまして町内での再建の方に限り支援することといたしました。その支援内容については、資料に記載のとおりアからエまでの項目がございますけれども、最大で786万円までの助成金の交付を行う考えでございます。

続いて、②として個別移転者に対する上水道布設に係る支援制度を創設いたしました。つまり、個別移転者がライフラインの整備として新たに上水道の布設を行う必要がある場合には、これも定住化対策支援ということで、水道管布設費の2分の1、上限100万円までは補助するという交付のスタイルを創設いたしました。布設費用が200万円であれば100万円を補助する、布設費用が200万円以上であってもマックス100万円までの補助という形になります。基本的にこの制度も震災時、3月11日までさかのぼって適用する考えでございます。

最後に③として合併処理浄化槽設置に係る支援制度を創設いたしました。補助対象となられる方は、震災前に公共下水道区域または漁業集落排水事業区域に住居を構えて住んでいた方で、今回被災して、かつ当時事業の分担金を納められた方になります。つまり、志津川地区では八幡川から西地区にお住まいの方、歌津では伊里前地区の方、それから波伝谷地区にお住まいの方、この方々のうち今回被災された方を対象に、その被災された方が新たに町内に住居を建設して、下水処理については合併処理浄化槽の方式に切りかえた場合、その際通常合併処理浄化槽の補助金がございますけれども、それに加えてさらにかさ上げ補助として15万円から20

万円の補助を行う考えでございます。ただし、もう1つの漁業集落排水地域でございました袖浜地区については、事業実施の際に分担金を徴していないことから、今回は補助対象とはいたしてございません。

なお、今回合併処理浄化槽の通常の補助につきましても、今後は低炭素社会対応型浄化槽、これは低電力型浄化槽という形でございますけれども、この事業を導入することにより町では復興交付金の事業活用が図られるということでございますので、この浄化槽の補助制度とうまくマッチングさせて実施をする考えでございます。

一応①から③までの想定される最大の支援額は、合計すると約4億4,000万円ほどになる見込みでございます。

以上が住宅再建に向けた独自支援の説明でございます。

続いて、BRTの暫定運行についてご説明申し上げます。

今回の震災によりまして不通となっておりますJR気仙沼線の柳津～気仙沼間、55.3キロメートルでございますけれども、これについては8月20日からBRT、記載のとおりバス高速輸送システムでございますけれども、このバス運行がJRによって開始されます。これに合わせて、震災後ミヤコーバスで振りかえ輸送を行っておりましたが、これについては8月19日で終了いたします。

BRTは、当面は国道45号線を中心にした一般道を走行いたしますが、今後軌道上の線路を撤去して、逐次専用道として整備が完了すれば、定時制の確保が図られるものと思われま

最初に、2ページ目をお開きください。

これはBRTを運行するバス及び駅舎のイメージ図でございます。駅舎の整備が完成すると、これからはバスが今どの辺を走行しているのかというのが一目でわかる新しいシステムが導入される予定でございます。ロケーションシステムと申し上げておりますけれども、これは携帯電話でも確認できるシステムとなっておりますので、非常に便利になるものと考えております。

次に、3ページ目をごらんください。

基本的にBRTとは申せJR運行という形になりますので、通常バスの停留所という位置づけではなく、あくまでもJR駅ということになります。被災前とほぼ同様の場所で停車することになりますが、停車駅についてはごらんの箇所が記載してございます。JR側では簡単には新しい駅の創設というのは認めていただけないんですが、今回当町の役場の位置が変わったことと、病院通院者等交通弱者に対する利便性の特別な配慮をいただきまして、役場前に新た

にベイサイドアリーナ駅を設けていただきました。被災前、柳津～気仙沼間は鉄路の場合には約90分間で結んでおりましたが、BRTの場合には約120分要する見込みのようでございます。

恐れ入ります、1ページ目にお戻りください。

運行本数については、柳津～気仙沼間は1日15往復から24往復の予定となっております。現在ミヤコーの振りかえバスが6往復から14往復でございますので、大幅な運行本数の増便になります。また、運賃についても鉄道運賃と同額になってございます。

なお、8月20日からの暫定運行を踏まえまして、12月から本格運行に移行する予定でございます。その際にはこの暫定運行から見てきた課題の解消とあわせまして、運行本数もさらに増便される見込みでございます。

以上でBRTの説明を終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

質疑は一括して行います。これまでの説明に対し伺いたいことがあれば伺ってください。阿部 建委員。

○阿部 建委員 ただいま説明があったわけですが、この独自支援に該当する戸数、ここに予算があるから大体見込んでいるんでしょうけれども、何戸ぐらいになっているのか。歌津地区、志津川地区、現段階でわかる範囲で戸数の想定と伺いますか計画があれば伺いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 最初に、がけ地近接等危険住宅移転事業に関する部分でございます。予算上は、最大想定支援額として1億7,700万円という数字を計上させていただいております。左側の表に1件当たり最大額786万円という上限を設定させていただいておりますが、アの部分、既存住宅の撤去につきましては解体がおおむね公費で賄われるだろうということで、これを引いて1件当たり708万円で25件の想定をいたしております。直近では昨日現在、町内にありました金融機関で住宅再建ということでローンを借りた方の数については20件ということでございますので、プラスアルファの5件を含めて予算計上させていただくという予定でございます。

それと、地域別まではちょっとわかりかねますが、金融機関ごとにおおむね傾向を見ますと、歌津地区においては現在のところローンを借りている方は2件ぐらいなのかなと。それ以外の18件については志津川地区ではないかというふうな形になりますが、これも地区別に調べ

ているわけではございませんので、大体そういった形で想定はされているということでございます。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 歌津地区は2件ぐらいだということですがけれども、それ以上に独自に新築している方もいるわけですがけれども、借りなければ対象にならないわけですからね。建てるにしても、金融機関からお借りする方々への支援策だろうというふうに思います。そんなところで、案外少ないと思いますが、今後においては国で予算化されるんでしょうから、国で見てくれるということでしょうか、国の政策が出る前の支援策ということなんでしょう。もう一回、済みません。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 本来交付金で賄われる事業の対象につきましては、災害危険区域に指定以降ということでございますので、その災害危険区域に指定される以前にローンを借りた方について町として遡及適用しましょうという独自支援策でございます。現在も520件ほど交付金で予算化をしているところでございますが、実際災害危険区域も9月いっぱいですべてかけ終わる予定でございますので、それ以降に国の交付金対応の事業がふえてくるのかなというふうに見込んでおります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 町独自の支援策として、今3点挙げられました。私6月定例会のときに公営住宅の家賃低減の問題を出しましたけれども、これに含まれていないんですが、その辺はどうなっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、バスのほうも質問してよろしいんですか。

○委員長（西條栄福君） 一括ですから、どうぞ。

○大瀧りう子委員 では、BRTのところちょっと質問したいと思います。

先ほどの説明ですと、まずバス輸送は既存の45号線を使うということで、そのうちに線路を整備して専用の道路を使うという話でした。私も専用の道路を期待しておりましたが、それはいつごろになるのか、その辺の見通しですね。

それからもう1点は、私たち議会としても要望しておりました戸倉駅の問題、その辺がどういうふうになったかお聞きしたいなと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 最初に公営住宅の家賃の低減の関係でございますが、以前

にもご説明させていただいた経緯がございます。住宅再建に向けた町独自支援策という、名目上では予算化を特に必要とするわけでもございませんので今回示しておりませんが、以前ご説明いたしましたとおり政令月収8万円以上の方の家賃については20%低減するという方向については変わりはありません。あくまでも予算化する部分について今回お示しをしているということでございます。本来は家賃を1万円もらうところが8,000円徴収ということでございますので、歳出という部分ではなく歳入の減という部分でございますので、今回は特に資料としてお示しはしてございません。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） BRTの専用道の関係につきましては、内容が詳細になりますので担当係長のほうから答弁させますけれども、2点目の戸倉駅の関係でございます。戸倉駅を復旧させて鉄道の整備を行っていただきたいというのは前々からJRの本社にも申し入れしているところでございまして、まだ明確にお答えをちょうだいしている状況ではないものですから、今明言することはできないんですけれども、JR側でも一応前向きに検討は続けていただいております。それで、基本的にBRT運行すべて柳津～陸前戸倉間までの鉄道の線路を撤去してしまうと元も子もないわけでございますので、JR側では柳津～陸前戸倉間については鉄道には手をつけないということで、当然その間については国道45号線をすべて走行していく形になるかというふうに思いますけれども、引き続き本社側とやりとりしながら、いち早く戸倉駅の再開に向けて働きかけを行ってまいりたいというふうには考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課企画推進係長。

○復興企画課企画推進係長（大森隆市君） 専用道の整備状況についてですが、おおむね年内の全線運行をJR側は考えておりまして、もう既に蔵内～陸前港間、ほぼトンネルなんですけれども、こちらの専用道の整備工事に着手しております。その後に陸前港～歌津間、こちらも今着手しておりますが、おおむね12月までにほぼ整備される予定であります。ただし、整備の状況なんですけれども、駅舎については一部民有地を使う予定でありますので、若干おくれる可能性があります、暫定運行をしながら調整を重ねてまいりますので、おおむね年内というふうな見解はJRからいただいております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 町独自支援ということで、今課長の説明ですと20%家賃低減はやると、そういうお話でしたので、ぜひこれは本当に進めてほしいなと思っております。

JRのことなんです、今の説明ですととりあえず45号線を使って気仙沼まで運行しますよ

ね。整備は年内に整備すると考えているということですが、年内というのは全部の線路のことを言うのでしょうか。先ほど陸前港～蔵内間はどうかのこうのと言っていましたけれども、これは全部柳津～気仙沼間の整備をきちっと独自の専用道路にするということで解釈してよろしいのでしょうか。

それから戸倉駅についての考え方、これはJRでも前向きに検討するというお話してありますが、これは本当に希望として私たちぜひ実現してほしいなと思っておりますので、その辺の働きかけをもう一度やるべきでないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 専用道の整備につきましては、当面すぐに手をかけられる区間を先行して行うということなので、この図面に記載しているのは陸前階上～最知の区間でございますが、先ほど担当係長が申し上げましたとおり区間ごとにそれぞれ整備を行ってまいります。現在の予定ですと全部の鉄道敷きを専用道に切りかえるにはおおむね2年間ぐらいはかかるだろうということで見込みを立てているようでございます。

それから、戸倉駅の再開については委員のおっしゃるとおりでございますので、これからも機会があるごとに申し入れを行って、環境の整備に努めてまいりたいというふうには考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 そうしますと、今12月までという大変希望の持てる整備だなと思って私聞いていたんですが、約2年間かかると。イメージとしてはわかるんですけども、一般道なので例えばおくれたり事故があつたりいろいろなことが生じてくると思います。そういうときはどういう対策をするのかなと、そんなふうに考えておりましたので、その辺も含めて。

それから、運賃は今までの気仙沼線の運賃と同じにするということなのですが、そういうトラブルがあつた場合の運賃明細とか、そういうことも一応考えなくてはならないのではないかなと思うので、運賃についてももう少し具体的に、そういうトラブルのないようなきちっとした運賃体制とか、そういうことも考えなければいけないと私は思っておりますので、その辺も含めてもう一度お願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） BRTの運行は、JR側からミヤコーへ運行の委託をかけるということで、基本的に緑ナンバーを所持している運行会社でございますので、そこら辺はきちっとした形でJR側で責任を持って運行契約を結んで行う予定でございますので、そのご

心配はないのかなというふうに思います。

それから、料金についてはこの資料に料金表が一応記載されてございますので、この運賃明細に基づいた運賃の徴収になろうかなというふうに思います。ただ、問題はまだ駅舎での購入がそれぞれでできない、前は志津川駅が有人駅ということもございまして、歌津駅でも委託で販売をしておりまして、そこでの購入ができたわけでございますけれども、まだ駅舎そのものの復旧ができないということなので、これについてもJR側と協議をして、その対応を今後前向きに検討してほしいということを申し上げておりますので、なるべく利用者の利便にかなったような状況で運行が開始されるようにこれから進めてまいりたいなというふうには思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。2つほどお聞きしたいと思います。

まず、町独自の支援策が打ち出されたことによりまして、「今まで迷っていたが、このことによって腹が決まった」というような方々も何人かおありまして、耳にしているところでございます。この支援策、多分今までの質問の中では「制度設計を急ぎたい」というようなことであったわけでございますが、ここで説明するということは制度設計が完了したという解釈をしているわけでございます。それで、この支援策はいつからいつまでを考えているのか。単年度なのか、あるいは複数年度なのか、その辺をまずもってお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 町で策定した震災復興計画が、一応基本的には10カ年計画ということでございますので、事業の種類によってもいろいろメニュー化されている内容で異なりますけれども、おおむね最長で10カ年間は継続して補助事業を遂行しなければいけないのではないかなというふうには考えてございます。ただ、合併浄化槽等の補助が復興交付金の事業のメニューもあわせて使うということでございますので、その絡みで若干変動する要素はございますけれども、例えば①のがけ近の事業については9月以降は発生しないということなので、恐らく年度内の事業執行でオーケーなのかなというふうに思います。②の上水道については10カ年間は基本的には考えていかざるを得ないだろうなというふうには考えてございます。

それから、①から③すべて震災時にさかのぼって遡及適用する考えでございます。必要な予算につきましては、現在今年度分の必要な事業費を積算中でございますので、近々の補正予算に計上してご審議をいただく予定にしております。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　そうすると、予算は単年度ということなんですね。総計4億4,000万円。それで計画は10カ年と。ということであれば、この想定されている支援額を超えるようになれば、当然それは後で追加するというような解釈でいいんですね。

それから、今ちょっと出た③の合併浄化槽についてなんですが、従来の下水道事業の今後の行方はどうなるのか。低炭素型社会対応型の普及を目指してこの事業を活用することなんですが、従来の下水道と今後目指していく浄化槽ですか、これはどのように変わっていくのか、また考えているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（西條栄福君）　復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君）　1点目の最大想定支援額の関係でございますけれども、①については一応本年度内での想定の総額だというふうに考えてございますが、②と③については複数年にわたる部分の想定見込みでございます。したがって、現在②の水道についてはおおむね200件を見込んでございますけれども、今後の個別移転の動向によっては当然ふえることも予想されますので、その段階での予算対応という形をとらざるを得ないというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君）　佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　公共下水道の関係でございますが、伊里前地区は現在利用している部分もございますので、今後ともそういう形で継続をするべきだというふうに思います。ただ、ご案内のとおり志津川地区につきましては壊滅です。対象になるのは多分西地区しかございません。そこだけで果たしてどうなんだろうというふうな議論もございます。現時点として公共下水、志津川地区の今後の見通しについては大変厳しいというふうに認識いたしてございます。

○委員長（西條栄福君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　そうすると、やはり今のところ継続していくのはちょっと問題があり過ぎることだろうと思うんですが、その場合にそれにかわる事業を利用して6割負担の浄化槽を進めていくということでありまして、この6割負担についてこれまで町の下水道に加入されていた方が20万円、それからその他の方が15万円ということが打ち出されたわけでございますが、残りの負担額に対して助成が足された場合に、西地区で何軒か残ったところの全部対応してされる方々と、今後新たに移転して浄化槽を整備される方々に少し不公平感が出るのかなと、そう感じているわけなんですが、この辺はどう考えているのか。

○委員長（西條栄福君）　佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　先ほどお話ししましたように、これからのランニングコスト等を含めま

して、西地区に今度整備した段階で大変厳しいというものがございます。実は震災前から2期工事、3期工事についてどうするというで議論は随分深めてまいりました。しかしその中で、やはり公共下水という誘導よりもある意味合併浄化槽という形の中でのとらえ方ということも選択肢として考えなければいけないというふうなことで、随分議論をしてまいりました。この震災になりまして、こういう状況でございますので、やっぱり町としては合併浄化槽という方向で誘導していくのが現時点としては有効なんだろうと、そういうふうな認識をいたしております。制度の関係でいろいろな不公平感等々については今後いろいろ検討はさせていただきますが、いずれ考えたとすればそういうふうな方向が現時点で町としてはいいのかなと、そういうふうな思いでいます。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 この件につきましては、ベースが下水道だろうと思います。下水道事業の中に参加していた方々が、残った方々あるいは被災して新たにまたそういう整備をする方々と方向性が分かれているわけでございますが、ベースが何といたっても下水道ですので、そこにこういう状況の中でさまざまな不公平感が出ると、やはりいろいろな町民の負担も大きくなっていくわけでございますので、できるだけ不公平感がないような進め方をしていただきたいなど、そう思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 町独自支援策の中の②について、ちょっとお聞きしたいと思います。

上水道の布設については、先ほど説明あったとおりで理解できるんですけども、これは現在の水源地から配管されているものからされるのか。つまり水源確保の考え方もあわせた考え方、この辺をひとつ聞かせてもらいたいと思います。現況を復旧、今は仮復旧だと思うんですけども、仮復旧した配管から個別移転したところまでやるのか、あるいは水源を新たに確保して、つまり今は地上にあるんですけども、これがいつまでかかるのか。それから、水源確保、つまり今は3カ所ですか、助作、田尻畑、あるいは伊里前という形にあるんですけども、その辺はどういうふう到现在まで考え、あるいはこれからどういうふうにしていこうとするのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。なぜならば、ライフラインの復旧で一番時間がかかったのは上水道の施設でございました。水は毎日使うものですから、被災者は大変な苦労や困難があったのかなと思うので、このことについてお聞きしておきたいと思います。

それからもう1つはBRTのことについて、私も前に言ったことがあるんですけども、戸倉駅までの鉄路復旧ということでお話をいただいておりますけれども、私はいま少し町のほう

へ延伸できないのかなというように思ってお尋ねしたことがあります。それでお尋ねしたいのは、45号線、398号線あたりを中心にして暫定運行が始まるわけなんですけれども、その間でもいいと思う、あるいはこれからの考え方、取り組み方として45号線、398号線はこのまま使うのか、あるいは高台移転と同じに法線も考えていくのか、その辺をお尋ねしたいと思いません。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、水道のほうですけれども、仮設管から取るのか、あるいは水源を新たに別なところから取ったときにそこから考えるのかということですが、基本的にはそのところに既設の本管があるとか、あるいは仮設管があると、そこしか取るところがなければやはり仮設管でありますし、既存の本管があってそこから取れるのであればそこからというふうな格好になります。新たな水源というのは、井戸とかということになるのかちょっとわかりませんが、その場合は支援の対象にはならないのかなと思いません。（「町の新しい水源調査、その調査関係は」の声あり）調査関係ですか。調査関係は今、小森と田尻畑と戸倉の在郷、それから伊里前ですか、4カ所やっております、その水源は田尻畑以外に関しましては有効な水源で、これは将来とも使えるというふうな格好で今調査の段階では見ております。

それから水道の関係で、いつまでかかるのかということですが、ひとり歩きできないものですから、どうしても関係機関の工事計画に合わせた格好でしか復旧できませんので、その計画が実際に出てこない、いつまでかかるのかということにはちょっと現段階ではわからない状態です。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） J R の関係でございますが、誤解のないようにお話をさせていただきますが、気仙沼市と南三陸町は基本的には気仙沼線を鉄路で復活をしていただきたいという要望をいたしてございます。その中で、暫定として陸前戸倉駅まで最初に鉄路で入れてもらえないかと、それ以外はB R T で暫定運行ということでございますので、鉄路で復活というのが我々の基本的な考えでございます。お願いしているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 まず、現在仮設等々で配管された分からの移設をするという解釈でいいですか。そういう配管を個別のやつもやっつけていくなると、そういう受けとめ方でいいですか。問題

は、今答弁ありましたように田尻畑、在郷等々については将来に向けても使えるということですよ。高台移転あるいは個別移転がこの後即出てくるわけです。そうしますと、その水源地は従来どおり復旧できるんだという解釈でいいですか。小森も使えるんですか。そうすると助作と伊里前については今考えていると。水源地を別なところに設けるかどうかということなんです。今のまま使えるのが田尻畑、在郷、小森等々は大丈夫だろうという答弁でしたね。それで、一番使っていた助作はどうなのか、あるいは歌津地区からいけば伊里前はどうかというお尋ねです。伊里前の場合はどこから引くんだと、それを個人でやる場合もここから引いたものについては対象になりますよというような解釈でいいのかなということでございます。いずれにせよ、先ほども申しましたけれどもライフラインで今回の震災から一番長期にわたって仮復旧に時間がかかったのが水道なんです。水は毎日使うものなんです。こうした不便をやはりなくさなければならぬのかなと、そういう思いからのお尋ねでございます。この水源確保等々についてもどういうふうに考えているのか、再度お尋ねいたしたいと思えます。

それから、鉄道復旧についてはそういう気仙沼市との兼ね合いもありまして、現在の45号線を当分は活用するんだという受けとめ方でいいですね。そうすると45号線等々の法線はまだこれから先だということでしょうね。（「45号線の法線」の声あり）つまり、高台移転と合わせて45号線も変えるべきでないかなというふうに私は思うんですよ。あるいは398号線。例えば戸倉に行くところ等々はね。そのことを今考えていないのかというお尋ねでございます。現在とはにかくBRTとの約束については現状の45号線の復旧という、その解釈でいいのか、それで何年かかるかわからないけれどもずっとやるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、水道のほうをご説明申し上げます。

水源に関しましては、現在の水源はそのまま使えます。ただし、今後の復旧によって助作が、上流側に3軒ほどガソリンスタンドが出ます。その関係上、将来を考えた場合にはそれよりも上流のほうに水源を持たなければいけないということで、小森のほうと現在の田尻畑のほう、そこにまた水源調査を実施しております。その水源に関しましては、田尻畑のほう若干量が少ないですけれども、小森は有望だということになっております。あと2カ所、戸倉の在郷のほうでも水源調査を実施しております、これも非常に有望であります。それと、伊里前に関しましては中在のほうで水源調査をやっておりまして、これも大丈夫だという格好で、調査結果は出ております。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） B R Tの運行と国道の改修は基本的には別問題でございますけれども、幹線を通行するというので基本的には国道を通過するわけですから、利用道路としては国道45号線はメインになろうかと思えます。ただ従前、特に市街地については国道45号線と新井田川のつけかえ等も行おうといったご説明もたしかされていると思うんですけれども、その際に国道の改修が始まれば当然仮設の道路等が設置されるわけでございますので、そういった仮設道路も通行しながらB R Tの運行も恐らく考えていかざるを得ないんだろうというふうに思いますが、現在はまだ直接道路改修が入っておりませんので、基本的には現道の国道45号線を中心に走行する形になろうかというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 所長の話もわかるんですけれども、有望であるという話が田尻畑、在郷、小森だと。若干田尻畑のほうは量が少ないけれども、何らかの方法を確保したいというようなご答弁でございます。例えば助作と伊里前のほうはしからばどうするんだと。水源確保ですよ。なぜこういうことを聞くかという、個別移転者にも助成はするんだけど、そういうものが定まらないとどこへ移ったほうが一番今後布設していくのにまず負担がかからないのかというのが考えられると思うんですよ、移転者からすれば。そういうことを考えた施設のあり方がやっぱり好ましいのかなと。

それから、45号線を中心にまず一般道でB R Tを早速8月20日から始めるんだということで、現在の45号線が活かされるのかなと思うんですけれども、私が考えるのは道路もはっきりしていないのに、別問題だと言うけれども、高台移転にしろ、例えば気仙沼線にしろ、道路を早めてつくることで高台移転も早まると私は思いますよ。あるいは水道管の布設もそのとおりだと思っただけでもね。そういうことをまずこれとあわせて、今度の場合は今までのものに対して町独自の支援だということはわかるんですけれども、道路とかかわりが、あるいは水道の本管とのかかわりが大きく出てくるからこういう質問をしているんですよ。この制度そのものはわかるんですよ、制度は。そういうことの考え方はないのかということです。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） B R Tと国道の関係は先ほど担当課長のほうからお話ししたとおりでございます、今のところ積極的に今の国道を大きく変えるというような計画は持ち合わせておりません。ただ、ご存じのように二級河川につきましてはバック堤を設置するというので、当然隣接する国道、それから橋梁につきましてはすべてつけかえという形

になっております。現在その計画については県のほうで策定しておりますので、バック堤の計画が出た段階で国道の移転の方向性も示されるものというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 申しわけございません。水道につきましては、本管を高台移転に合わせて新たにつくるというふうなことも、そういうふうな箇所も中にはあるのかなとは思いますが、改めて個別移転に対して本管を設置してやるとか、そういうふうなことは現在のところ考えてございません。以上です。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員、簡潔にお願いします。

○鈴木春光委員 わかりますけれども、例えば伊里前の場合はどうするのかと、それを聞いているんですよ。伊里前の場合はどうするんだと。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 伊里前の水源は、先ほども申し上げましたように中在のほうで現在調査しております。伊里前が河川改修とか道路の改良工事によってかかるということになれば、中在のほうに移設するというふうな格好で考えております。

○委員長（西條栄福君） そのほかございませんか。ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○委員長（西條栄福君） おそろいのございますので、休憩前に引き続き会議を続けます。

菅原辰雄委員が退席しております。

山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 1点だけ。②の個別移転者に対する上水道の支援等について前者もいろいろお伺いしており、るお答えをいただきました。水源等についても事業所長から説明をしていただきました。そこで、私かつて前所長に伺った点をもう一度確認を兼ねて伺いますが、伊里前地区の川沿いにあります第2水源の送水管、これは県の河川課との兼ね合いがあつて協議をしなければいけないという3月での答弁でありましたが、ご存じですか。100メートルほど、震災があつたにもかかわらずまだ利活用できる状態にあるのではないかとということで質問した

んです。そこで、私はもう一度伺いますが、県との協議の結果後日報告をするということでありましたが、今だからこそこの復興に当たりましてこの送水管の利活用というものも必要ではないかと、このように思って伺うわけですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 申しわけございません。その件に関してちょっとわかっておりません。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 内容把握はしていないということですね。もう一度言いますけれども、復興に当たってこの支援策、補助等は全くありがたい話なんですけれども、今だからこそこれらの震災に遭いましたけれども十分使えるものであるという解釈で私は確認をされていて以前伺ったわけです。これは所長も確認をしまして、県の河川課との兼ね合いもあると、掘ったり埋めたりということで無駄な経費がかかるので手をつけなかったのかという私のある面での解釈をしておりますが、この後に出てくる産廃と同じような形にならないように、有効活用はぜひ考えるべきではないかということで、しかと確認をし、検討していただきたいと言加えて、質問を終わります。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは確認して検討したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 2点お聞きしたいと思います。

合併浄化槽なんですけれども、水道事業所長のところに何回か行ったんですけれども、西地区に関しては公共下水道加入者は合併浄化槽設置の場合に20万円と、あと漁業集排水で15万円がプラスされるというような話ですが、基本的には一般の住民の人たちの高台移転、土地を確保して建てる場合には1戸1戸浄化槽を入れないといけないという話を所長のほうから聞きました。そういった場合の支援、大体三、四人、一番小さい合併浄化槽で大体100万円ぐらい、設置から合併浄化槽に関して。それに関して所長から聞いたときには35万円の補助制度があると。そして今町で提示されたのでは6割負担だという話なので、4割が支援策としてあると、その辺、これで間違いないかお答えください。

あと、住宅再建、災害公営住宅、入居に当たっては政令月収がどうしてもかかわってきます。この間、本浜地区のほうである方が話していたんですけれども、その方はお父さん、お母

さんがいて、あと息子たち夫婦と子供がいる家庭なんですけれども、どうしても息子夫婦、自分たちの給料を含めると政令月収の35万円を超えると。35万円を超えると災害公営住宅の戸建てを希望しても、その入居に当たっては7万5,000円とか7万8,000円ぐらい入居費がかかる。それを年間で合算していくと100万円になると。100万円の入居費でもってこの町に住んでも、やっぱりほかの地区に土地を求めて生活したほうが、そしてそれでもって余った分は将来の積み立てに回すというような計算が、この政令月収での入居費負担ですか、その辺を考えています。そういった面から一番町に残ってほしい、両親がいて子供2人がもう大人になって子供もまたいると、そういった家庭の一番税収の、町に納められるような人たちが町外に流出しているという現実があります。そして今、町の補助策としては政令月収8万円から15万8,000円に当たって家賃を20%減額するというような方向なんですけど、この政令月収というのは町独自の支援策としてもうちちょっと下げて、政令月収が国のほうで決めたものならば、やっぱり定住してもらうために町のほうでこれにまた多くの支援策を講じるべきだと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、1点目の浄化槽の関係ですけれども、浄化槽の補助に関しましては工事費の4割に対する補助ということなものですから、ただこれは全国平均ですから、こういうふうな補助の額になっています。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 一定の所得のある方への再建の支援ということでございますが、災害公営住宅につきましては委員ご承知のとおり一定の所得がある方についてはやや割高になる場合もあるようです。それはちょっと家族構成あるいは扶養控除の数の問題、金額の問題、そういったもので個々によって変わってきますけれども、町としてでき得る範囲ということで先ほど一定の額、政令月収8万円以上の方々から本来家賃、政令月収15.8万円の方々については20%ほど家賃を低減させるという独自支援策を出してございます。それが実際公営住宅に入居を考えている方々にうまく伝わっているかどうかという部分もこちらの課題としてはございますけれども、大体年間にしますと町として1,050万円ほどの負担が生じてきます。それが町として考えられる最大限であろうということで、現在はそういう考えでおります。ただ、集団移転でもし自分の家を構えるということで、ほかの市町村に行って建てるときと同じだというご指摘がございましたが、集団移転では土地は取得せず、借りることもできますので、そういった形で低減をすることも可能でございますので、個々の状況に応じていろいろな

ケースが考えられますので、当課のほうにご相談いただければ実際の公営住宅の家賃がどれぐらいになってという算定もさせていただいておりますので、ぜひご相談いただければというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今の入居に当たっての課長の説明ですけれども、それはやっぱり町としての考えであって、本当に被災してこれからどうしようと悩んでいる方の考えには合致しないと私は思います。集団移転で土地を借りればいいと、その土地を借りても借り賃を払わなくてはいけない。やっぱり今まで自分の土地に住んでいた方は、自分の土地に住みたいという気持ちをみんな持っています。だから登米市にどんどん今人が離れていって、移住してもう生活しています。随分多くの方が建てています。こういった現実を防いだりすることに関して、どうしても町のほうの政策とかそういった面が私は弱いと思います。ですから、その面に手厚くしていかないと、ある程度みんなが出てしまってからこういった制度云々と言っても、そのとき人がいないんですよ。税収の確保もままならない。やっぱり一番の問題は税収確保だと思います。そのためには今いろいろな軽減策を行政でとって、今この20%の軽減策をとっても年間大体1,050万円と言っていました。これ1億円でも10億円でもいいじゃないですか。将来的にはここに住んでもらって、税収として町に納めてもらうんですから。そしてその子供たちがまた孫の代にこの南三陸町に住むんですから。現実隣町に行ったら、それというのはなかなか、人口増加も絶対南三陸町には厳しい話だと思います。その辺、町長のほうからもう一度お願いします。

あと、合併浄化槽については高台移転、今どれぐらい、まだ最終決定にはなっていないとは思いますが、土地を購入した方は必ず合併浄化槽をつけなければいけないと。そして今建設資材とか建設費が上がっている中で、40%の補助金、そして公共下水道に関してはそれにプラスして20万円とか15万円とかいうような話はあるんですけれども、水道の布設に関してもそうなんですけれども、もっともっとやっぱり町でできる支援はしていくべきかなと思います。これ以上所長に聞いてもなかなかその権利ないと思うので、その辺町長、こっちの支援の増額、4割から5割にするとか、その辺の対策を最後にお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず前段でお話しさせていただきますが、私もよく言われるんですが、政令月収と月収を勘違いしている町民の方々がたくさんいらっしゃいます。例えば手取りが20万円だから家賃がこれぐらいになるという話をする方々がよくいるんですけれども、そうじゃ

ないですよという説明をします。そうしますと、「そうか、それぐらいの金額なんですね」という話になるんですよ。ですから、ある意味我々も説明不足と言われればそれまでかもしれませんが、それぞれの政令月収の出し方をちゃんとシミュレーションできるような形でお渡ししたしております。ですから、8万円とか9万円とか10万円とかとお話する方がいらっしゃるんですが、さっき課長が言いましたけれどもそちらのほうにおいていただいて、ちゃんとご説明すると意外と理解してくれる方々が結構いらっしゃいます。そこはひとつ千葉委員のほうからその辺をお話ししていただきたいというふうに思います。

それから軽減の件につきましては、我々とすれば現時点で20%軽減という形の中で進めさせていただいておりますので、前にも大瀧委員でしたか、お話しさせていただきましたけれども、基本的にそれは最終的には町のトータルの部分で借金がどんどんその後続いていくということになります。そうしますと、町の財政運営が全く厳しいということもございます。その辺も含めて、我々としてはいろいろなバランスを考えながら決定をさせていただいておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

それから2点目につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、いずれ合併浄化槽等々についてはそういう方向で誘導せざるを得ないんだらうという認識をいたしております。そういった中でどういう支援が今後できるのかということについては町としても考えていきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 住民への支援策は復興交付金の使い方によっていろいろな方法があると思いますので、町長その辺はいろいろ執行部のほうと検討して、できるだけ住民の負担が少なくなるようお願いしたいと思います。

あと、町のほうの集団移転の公営住宅の家賃についても、基本的に住所を移転するとか建物を建てるときには町のほうに多分そういった通知なりを出すのかなとは思いますが、そのときに例えば町民税務課とか、その部署でもってこういった方がいると、その辺もう一回個別に庁舎に来たら話をするようなことも必要かなと私は思います。とにかく今説明を受ければいいという話なんですけれども、今仕事や現実に追われてなかなか動けないと。そして今登米市のほうに行っていますので、なかなかその辺動けないと。単純に政令月収をわかっていないと町長今言っていましたけれども、普通の大人が大体1人15万円取れば4人家族で60万円、その辺でどれぐらいになるかというのはある程度4人家族を想定した場合には出ると思うんです。そうしたらやっぱり35万円の政令月収にならっていくとやっぱり今みたいな現実があると

思うんですよ。だからその辺は何とかその対策を町のほうで講じるような方向でできれば行ってほしいと。できるだけ南三陸町の住民を町外に出さない政策、活動を行政にはしてほしいと思います。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 前者もいろいろ高台移転についての質問がありましたけれども、集団移転の土地の買い取りあるいは借り受けについて以前にもお話はしたんですが、その後国の制度の変更というのはどのようになっているのか。その見通しとといいますか、現在に至って土地を借り上げる際の無償貸し付けですね。以前私も何度もこの件についてはお話をしていたんですけども、今土地は買うか借りるかどちらかでしょう、集団移転。借りる際に20年あるいは30年の期間をつけて無償で借りると、そしてその後買い取るというようなお話をさせていただきましたが、その後国のそういった関係の制度の変更というのはどのようになっているのか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 造成後の土地についてのお話だと思いますけれども、分譲するに当たってはいずれ時価に応じて価格が決定されてということになりますけれども、賃借という部分、賃借料については我々自治体のほうに制度上は考え方を預けられているという状況でございます。国のほうでこうしなさい、ああしなさいというよりは、いわゆるそれなりの町の貸付条例等に基づいた根拠によって金額を決めなさいといった指導はガイドライン等では示されておりますので、その中で無償でできるかあるいは一定の定率で貸し付けるか、その辺については各自治体の判断になろうということでございます。本町としましても、前にもご説明いたしましたけれども買った方との整合性も含めて、借りる方が無償でいいのかという部分も含めて、固定資産税の課税標準税率と同額の1.4%という形で現在もそういった方々には説明をさせていただいております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 自治体にその辺の賃貸は任されていると、ですから国の制度を変えてもらうように、国のほうに町からそういった話を持っていかなかったのかということですよ。私何度も言ったわけですよ。平野復興大臣と直接お会いしたときに、町で取りまとめて持ってこいと、上げてよこせと、検討するというお話だったんですから。まだ行ってないんですか、国のほうに。取りまとめたやつを。まだ行ってないの。なぜ行かないの。せっかく大臣が、そういった希望者がいるのであれば町として取りまとめて、国は検討するから上げてよこせと言われてきたんですよ。私議会で何度も再三にわたって話しているわけだ。早く取りまとめて国の

ほうに出しなさいよと、国のほうは検討すると言っているんだから、せつかく大臣が検討すると言っているいいお話を、やらないなんていうことはとんでもないですよ。やる気ないの、あの。町長、どうですか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでもいろいろな問題についてはそれぞれ復興大臣含め関係省庁のほうには要望してございますので、今ご指摘の部分についても当町でまとめてその辺についてはお話をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 いつやるの。委員長、この間の特別委員会はいつでしたか、先月でしたか、先々月でしたかね、何度も言ったんですよ、この話は。これからお願いして、それから法整備になって、決定されるまでに何日かかるの。そうしているうちに先ほど千葉委員が言ったようにそに行かれてしまいますよ。それを指をくわえて見ているの。いつ出すの、そうしたら。いつまとめるの。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど1番委員もおっしゃったとおりでありますけれども、各自治体による独自の支援策については委員から早く要望すべきだろうというお話もありますけれども、マスコミ等の報道でもなされておりますとおり宮城県として自治体格差があつてはならないということで、県として取りまとめた上で対応していくという方針も示されておりますので、今後そういった部分についても県を通じてしっかり訴えていきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 だからいつやるの。住民の方々あるいはよそから来た方々からよく言われることは、「さっぱり復興進んでいませんね」と。何をどう見て言っているのか私は直接詳しく内容まではお聞きしないんですけれども、こういうことが復興のおくれになってくるわけですよ。自治体というか行政が足踏みとか、進まない大きな要因なのかなということをおぼろげに思わざるを得なくなってくるわけですよ。私の話をさっぱり聞かないでぺちゃくちゃしゃべっているだけどもね。何回言っても聞く耳を持たないから、さっぱり進まないの。素直に「いいこと聞いてきた、話してくれた、早速やります」ということで進むと、どんどんどん復興も進むんですよ。どうです、この状態。このとおりだもの、何でしょうこの人たちは。進むわけない。非常に残念。どうすればいいんでしょう。これからやります、検討します、何言って

るの。何か月もたっているんですよ、私しゃべって。今ごろはもう既に国の制度が改正になって、こっちに通達が来ているのかなと思って、それであえて今質問しているんです。これからやると。今まで何やっていたの。これじゃおくれますよ。人もいなくなりますよ、どんどん。町の存続というのは、人なんですよ、人。人がいなければ発展しないの。それをわかっていないんじゃないのかな、この方々は。よそに行く方々をとめるような施策をいち早く出さないと、この町の発展はあり得ないの。そこの原点をもう少し考えてもらいたい、町というものに対する原点を。どうあるべきかということ。とにかく課長、何ぼ言ってもわからないけれども、では大体のスケジュール的なこと。要するにそういった土地を当分の間は借りて家を建てて、20年後ぐらいだったら貯金をして買い取りたいという方々が大体何人ぐらいいるのか。まだ調査もしていないんでしょう。まず一日も早く進めてください。町長がこれからやると言っているからだけれどもね。一日も早いほうがいいですよ、これは。そして国のほうに上げてやるのは県を通してでしょうけれども、そうしないとだめですよ。早く早くやってください。終わります。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長、ちょっとスケジュールということもあるから。

○復興事業推進課長（及川 明君） 委員ご指摘のとおり、おしかりを受けているのはわかりませんが、実際にまずは賃貸して払い下げを受けたいと今明確に示せる方が逆にどれぐらいいるのかと。借りるか買うかもまだ迷っている方も結構ございます。そういった中で調査をいつやるかというのはちょっと何とも言えませんが、これから分譲する土地について防災集団移転の参加の意向確認をする際に、買い取るのか賃貸をするのか、そういった希望はとりますので、その中で将来的に払い下げを受けるかどうかとか、その部分までちょっと踏み込んだ形で例えば質問項目があったといたしましても、明確に答えられる状況かどうかというのはちょっと難しいかと思えます。いずれ賃貸を受けるか分譲を受けるかという部分については地域ごとに参加意向確認書という部分で意向は把握はいたします。地域の合意形成が整ったところからそういった調査はやっております。以上です。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 だから町の考え方というものを、皆さんの懇談会なり説明会をするときにでも町はこういうふうにしますよということを打ち出したほうが住民の方々も判断しやすいわけですが、どちらにしたらいいか。公営住宅のほうがいいのか高台移転のほうがいいのか。高台移転、買うか、お金を出して借りるか、どちらにしたらいいだろうと、そう悩むわけ。そのときにきちっとした方針を打ち出していれば、住民の方々も判断しやすいわけですよ。そういう意

味からも一日も早くやってほしいということが含まれているんです。幾ら言ってもわからないから、いいです。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 ちょっと1点質問しかねたのでお聞きします。

町独自支援策の中の①のアなのですが、既存住宅の撤去及び移転費用ということで、これはこの対象者も書いてあるんですが、例えば地震でとても住めなくなったという方もいるんですね。そういう方たちは対象にならないのでしょうか。その辺をお聞きします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今回、がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、前提条件として災害危険区域に指定になっているところということで、いわゆる移転が必要だという方についての制度でございます。どちらかというとな津波による被災が中心だと思いますけれども、津波の被災が軽微で地震での被害が大きかった、その中で災害危険区域に指定されたというのであれば対象にはなります。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 私の近くにもそういう方がいたんですが、津波には遭わなかったんだけど地震で家に住めないと、それで今仮設に入っているという方もいらっしゃるの、そういう方たちの支援というか、そういうのはどういうふうになりますか。具体的に何か支援策はありますでしょうか。その辺をもう一度お願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 地震だけの被害という部分については、ちょっとうちのほうではそういった判定をしている担当課ではございませんので具体的な数字は持ってございませんけれども、いずれ住宅が一帯的に危険であるという、いわゆる地盤的なものであれば、ある意味改めて陸地のほうに災害危険区域を設定するという考え方もございますけれども、個別の住宅の状況に応じた中での地震被害ということであれば、現行の生活再建支援金等での対応になるのかなというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、「住宅再建に向けた町独自支援策について」「JR気仙沼線BRT（バス高速輸送システム）の暫定運行について」の質疑を終わります。

次に、「志津川地区都市計画について」「土地評価の状況について」の2件を一括議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、右肩に資料1という表題を振らせていただいております都市計画審議会の議案書のほうをご用意したいと思います。

まず最初に、7月20日に開催されました町の都市計画審議会についてご報告という形でご説明をさせていただきたいと思います。

志津川地区では、ご承知のとおり西地区、中央地区、東地区の3カ所に公益施設等を含む住宅団地の形成を行う計画でございます。今回の都市計画決定につきましては、このうち東地区、このベイサイドアリーナ付近の都市計画について審議をしたものでございます。

それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

1ページ目の計画書でございますが、都市計画の概要が記載されてございます。名称につきましては「志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設」となっております。位置については志津川字天王山、字沼田、字袖浜でございます。面積については全体で24.4ヘクタールとしておりまして、内訳といたしまして住宅施設が17.2ヘクタール、そのうち災害公営住宅部分が7.2ヘクタールとなっております。住宅施設には区画道路やのり面の面積も含んでの面積となっております。公益的施設につきましては4.2ヘクタールとして病院あるいは役場、保健関連施設を配置する予定での面積を計上させていただいております。公共施設としましては、ほかに幅員12メートルの幹線道路、街区公園、調整池なども含めてございます。

それぞれの配置につきましては3ページの計画図のとおりでございまして、ちょっと見づらい部分もございしますが、中抜けしているところが現在の住宅団地あるいはベイサイドアリーナ、この仮設庁舎となっております。住宅施設Aといたしましては集団移転等による住宅の移転予定地でございますし、住宅施設Bについては災害公営住宅等を見込んでございます。

今回の都市計画の決定に当たりましては、建築の制限につきましては高さのみの最高限度の設定をしております。今後、用途地域の見直しを行う中で改めて必要に応じて変更していく予定でございます。

今回都市計画を決定する理由としまして、1ページの下の方に記載されてございますが、今回の津波と同程度でも被害を受けない安全な高台であるということで、標高50メートル以上の地区でもございます。もともと住宅団地あるいは商工団地、ベイサイドアリーナという体育施設、それらが立地しているということで、利便性も高く、開発も比較的進めやす

い地域となってございます。現在は仮庁舎、診療所、そういったものもございまして、現在の町の中核的な場所となっております。今後の都市機能につきましても、医療福祉、行政機能の配置を計画して、津波発生時にも円滑な救援・救助・早期復旧を行う拠点として位置づけます。それとともに、公共施設の周辺に防災集団移転事業等の受け皿となっている住宅地、それと災害公営住宅の整備もあわせて行うということで、コンパクトな地区形成を図っていきたいというふうに考えてございます。

今回の都市計画決定につきましては、6月23日に都市計画（案）の説明会を開催いたしました。その後、26日から7月10日まで、縦覧期間ということで計画（案）をお示ししております。4ページと5ページに記載しておりますが4件の意見書が提出されております。審議会で審議の結果、原案のとおり異議がないものと答申されたことをあらかじめご報告申し上げます。

6ページにつきましては、事業のスケジュールでございます。簡単に申し上げますと25年度、来年度中盤から造成に着手する目標で進めていきたいというふうに考えてございます。

7ページ以降につきましては、参考資料となりますのでご参照いただければと思います。

最後になりますが、一部において農地もございまして、7月30日開催の町の復興整備協議会において農林水産大臣のほうから農地転用の許可の、みなしの同意が得られたということで、8月3日に決定の告示を行いましたことをあわせてご報告いたします。

次に、志津川市街地の都市計画（案）に関する説明会の状況についてご説明させていただきます。

資料は、カラーになっております。「志津川市街地の都市計画（案）に関する説明会」という資料のほうをご用意したいと思います。

今、前段でご説明しました志津川東地区の都市計画決定に引き続き、9月の都市計画決定を目指して7月28日及び30日に説明会を開催したところでございます。

1枚めくっていただきますと、右のほうにページ数が記載されてございますが、4ページ、赤と青の着色の図面でございますが、今回の都市計画決定につきましては高台移転計画の中央地区、志津川小学校裏手になります、それと赤で着色した八幡川から東側の旧市街地の都市計画について進めているものでございます。

中央地区の概要につきましては5ページになります。東地区と同様に「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」という名目で位置づけてございまして、全体で約17ヘクタール、内訳では住宅施設が大体9.4ヘクタール、災害公営住宅部分、左側のほうになりますがこれが大体

2.5ヘクタールという状況でございます。

6ページにはその中央地区の事業スケジュールをお示ししております。以前にもご説明した経緯がございますが、埋蔵文化財がこの地区に新井田館跡というものがございまして、記載のとおりスケジュールで見込んでございます。

次に、旧市街地の整備についてでございますが、7ページをお開き願いたいと思います。

ちょっと小さいので見づらくて申しわけないんですが、被災市街地復興土地区画整理事業という整備手法での事業を予定してございます。この中では、防災集団移転事業により移転跡地を買い取った点在するその土地の再編あるいは集約を図りながら、区画整理による土地の有効活用を促進させていくという目的で行います。面積は約60ヘクタールでございます。

事業スケジュールにつきましては下の8ページに記載のとおりでございますが、東地区の高台の造成が来年度中盤から始まるということから、その残土を盛り土に活用する計画でございまして、同時期に造成工事に着手していきたいというふうに考えてございます。

次に9ページになりますが、都市計画道路についてでございます。国道45号線につきましては、新井田から水尻川の区間においてルートを上山側に、山側に移設を考えてございます。国道398号線につきましても、八幡川を超える部分で若干ルートを変更し、上山側を通過して45号線に接続する予定でございます。また、県道志津川登米線につきましても、45号線への接続、それと水尻川の河川護岸、いわゆるバック堤の影響から内側に若干、山側といたしますか、ルートを変えて45号線に接続することで関係機関と協議を行ってございます。それぞれの幅員構成につきましては、10ページから12ページにかけて記載をさせていただいております。

次に14ページ、今後のスケジュールでございますが、現在この計画（案）の説明会が終わり、縦覧期間ということで行っております。来月初旬には町の都市計画審議会での審議を経た上で、9月10日の復興整備協議会にて各種許認可の特例をいただいて、中旬ごろに都市計画の決定を行いたいというふうに考えてございます。

また、今回の計画（案）の縦覧とあわせて、ちょっと飛びますが20ページになります、概略図で大変申しわけないんですが、災害危険区域（案）もあわせて閲覧に供してございます。志津川地区につきましても、9月末の条例改正を見込んで作業を進めてございます。

なお、志津川高校裏の西地区については都市計画事業ではございませんで、都市計画決定の手続を行う必要がないということで、防災集団移転事業により事業を推進するものでございまして、9月の都市計画決定のこの区域と並行して一体的に工事のほうに着手していき

いというふうに考えてございます。

ちょっと説明が長くて申しわけございませんが、続きましてA3版の南三陸町志津川地区における

○委員長（西條栄福君） 課長、ちょっとお待ちください。それどれぐらいかかりますか。

（「5分ぐらい」の声あり）はい、ではどうぞ続けてください。

○復興事業推進課長（及川 明君） この資料をごらんください。前段で志津川市街地の整備についていろいろとご説明させていただきましたが、高台の住宅地の整備、災害公営住宅の整備も含めて優先的に進めていかなければならないというふうに思っておりますが、これとあわせて旧市街地の整備や関連する道路整備、そういったものも進めていかなければならないという状況でございます。こういったことによって、町としましては人材の確保あるいはふくそうする工事間の調整、ほかの事業との調整、そういったノウハウ、調整力が必要でございます。旧市街地では並行して移転跡地の有効利用というのも求められることになるのが大きな課題となっております。

これらの課題の解決の1つの手段としまして、市街地の整備で実績が豊富でありノウハウが蓄積されているUR都市機構の活用を予定しております。既にUR都市機構とは復興まちづくりに関する覚書というものを取り交わしてございまして、現在も3名の職員が常駐し、災害公営住宅整備やまちづくりにおけるいろいろな支援業務を行ってございます。

今後実施に向けた各種事業の具現化を早期に図るということで、1ページの右側にフロー（案）というものをお示ししておりますが、今月中に面整備の部分、いわゆるまちづくり事業の部分での協力協定を締結して、具体の事業計画の策定を委託していきたいというふうに考えております。また、今年度末には事業認可をいただいた上で各種事業を委託して、早期の工事着手を目標に進めていきたいと考えてございます。

その協力協定の案につきましては、2ページ目、裏面になりますが提出させていただいております。簡単にご説明させていただきますと、第1条には協定の目的、第3条にはおのおの町あるいはUR都市機構の役割分担を示しております。あくまでも事業の施工者は町でございまして、第3条の第2項では町は用地や住民との合意形成を主に担って、事業計画の検討、事業の実施などは町と協議しながらUR都市機構が担っていくという方向性で進めていきたいというふうに思っております。

今回の協力協定につきましては、次の3ページ、白黒の図面になりますが、ここでのエリアを対象の区域として協力協定を締結していきたいというふうに考えてございます。面整備

のほかに、上が点線の道路、ベイサイドアリーナからおりる2本の道路、これらについても土地区画整理事業等々一体的に進めていかなければならないということで、あわせて対象の事業にさせていただきたいというふうに考えております。

以上、「志津川地区都市計画について」の説明は終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 説明の途中ではありますが、ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにありますので、午前中に引き続きまして会議を続けたいと思います。

説明が途中でありますので、担当課長による説明を続行したいと思います。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、（4）土地評価の状況について説明をさせていただきます。

資料のほうは、A4版で「土地評価の状況について」と左のほうに記載されているものをご用意したいと思います。

土地の評価につきましては、4月16日の特別委員会で以前浸水した土地12カ所、移転先の候補地9カ所のことし3月1日現在の評価結果についてお示した経緯がございます。今回お示しておりますのは、7月1日を基準日といたしまして漁村集落部の浸水した地域の宅地20カ所、それと3ページ目以降になります移転先候補地の12カ所のいわゆる買取価格の基準についてお示するものです。数字的なものはここに記載されているとおりでございますが、この結果につきましては住民向けには今月15日発行の住宅高台移転ニュース、まちづくりニュースでお示したいというふうに考えております。

この1ページにつきましては、浸水した標準的な宅地の買い取りの想定価格を示しております。平米単価、坪単価について記載させていただいておりますけれども、本町における従前からご質問もございました震災による格差の率でございますが、この部分につきましては以前お示したときには平均してマイナス23.8%という結果になっておりましたが、今回お示している鑑定の結果では、被災した状況はどの地点においても同じであるという観点から、鑑定士より一律マイナス20%という鑑定の結果を示されております。いずれにしまして

も、今回示しました価格につきましてはその地区の標準値としての価格でございまして、改めて契約時に対象地ごとの評価を行い、決定をするものでございます。なお、志津川市街地の鑑定につきましては現在作業中でありまして、浸水した土地18カ所、移転候補地3カ所の価格につきましては8月31日発行のまちづくりニュースでお示ししたいというふうに考えております。

説明のほうは、簡単でございますが以上で終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

質疑は一括して行います。午前中に説明がありました「志津川地区都市計画について」と、ただいまの「土地評価の状況について」の2件を一括議題といたします。及川 均委員。

○及川 均委員 及川です。2点ほどお伺いいたします。

まず、今回やっと志津川地区の都市計画（案）が説明されたわけでありましてけれども、10ページなんですけど都市計画道路、45号線がこのように法線をかいているということも理解しますし、398号線も45号線に連結になる場所、一部変わるのかなというふうに理解するわけですが、いわゆる河川のバック堤という話が出てきましたが、これらがどのように整備されて、国道に影響を及ぼさないのかどうか。と申しますのは、例えば398号線は入谷からほとんど河川のわきをずっと来ているわけですね。これをバック堤でもって幾らに上げるのか、どのような背後地まで必要なのか、そのことによって現在の商業地域がどんどん片っ端から建ってくると、日に日に工事が進むようでありましてけれども、それらに対する考え方。開業しました、すぐ移転させますというふうなことになるのかどうか、その辺のところを危惧するわけでありまして。それが1点であります。いわゆるバック堤といいますか、水門をつくらないで堤防だけで津波を防ぐという考え方ですね。防潮堤にも議論が多いわけでありましてけれども、河川をさかのぼるということに対する考え方、さらにそれらが国道とかみ合うということの、これは各地にあります、歌津地区にもあるわけでございますが、そうした考え方をお聞かせください。

それから、志津川市街地においては大体この配置図によって市街地の形成というものがあ程度想像されるわけでありまして。ところが、きょうは志津川地区だけでありましてね。戸倉地区とか歌津地区、かつて市街地を形成していて、そこに各種の公共施設といいますか公益施設といいますか、そういったものが配置されていたわけでありまして。しかしそれらが今回の都市計画（案）の説明の中では、志津川の場合はある程度理解ができますが、他の2地域においてはそうした公益的施設といいますか公共施設といいますか、そうしたものの配置というものは

今後どのように考えているのか。いつどのような手順でもって決定されて公表されるのか、その辺のところをお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の河川護岸、バック堤の道路等への影響ということでございますが、バック堤につきましては高さ8.7メートルで、既存のJRのところまで8.7メートルの高さで設定をされております。それで、志津川中学校の入り口手前付近まですりつけていくという高さで設定になってございます。当然398号線、国道45号線もそうなんです、河川を越えるところは8.7メートル以上の高さでないと河川を道路が越えてこられないと。道路の高さですと、大体今計画では11メートルの高さで河川を越えてくるというふうな状況になるかと思えます。八幡川を越える398号線あるいは45号線については、そういった高さで来ます。バック堤によって一部堤防が、特に398号線を越えたあたりから45号線にかけてなんです、この高さが現況から8.7メートルではなくて、フォーメーションレベルというかわゆる平均水面から8.7メートルの高さですので、現地盤から7メートルなり6メートルという高さにはなろうかと思えますけれども、それを6メートルの下に土地区画整理事業により建物を建てていくということではなく、この付近、市街地中央部につきましては、高さは場所によって違いますが一定の盛り土をしながら、堤防に対するいわゆる違和感と申しますか、そういったものを解消しながら地盤もかさ上げをしていくという状況でございます。河川護岸のその違和感については、そういった形で解消も図っていききたいなというふうに思えます。398号線の線引きについても、そういったバック堤の位置等も踏まえた中で設計を考慮させていただいております。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 公共公益施設の配置のご質問でございますけれども、志津川市街地につきましては都市計画内ということもありまして今回正式な形で一応ご提案を申し上げているところでございますけれども、戸倉地域と歌津地域でも公民館とか保健センターとか多くの公共施設が被災しております。現在当課と事業課のほうで調整をいたしておりますけれども、特に歌津地域、戸倉地域は基本的には防集の移転地内に公共施設を集約して整備するのが得策なんだろうなというふうには考えてございますけれども、ただ住民の移転希望によってその造成面積が大きく動くことも考えられますので、それに応じた形で必要な公共公益施設の配置も少し変更する必要があるだろうなというふうにも考えてございます。いずれ今現在事業課のほうで住民意向調査をしている最中で、取りまとめ中でございますので、それに応じて造

成面積が固まってきた段階で一応位置づけ、配置づけは行います。あと、それぞれまちづくり協議会もごさいますので、町から一応案をお示しした上でいろいろご意見もあろうかと思いますので、その意見を踏まえまして最終的な案という形には持っていきたいというふうを考えてごさいますけれども、事務手続は都市計画内ではごさいませんので、同様の手続の手順では進まないと思しますので、比較的弾力的な運用を図ることができるのではないかなというふうには考えてごさいます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどの説明にちょっと誤りがございましたので、訂正させていただきますと思います。

バック堤の8.7メートルの高さですが、先ほどJRまでと言いましたが、今回の398号線の八幡川とクロスする部分まででございまして。そこまでは8.7メートルの高さでいきますが、そこから志津川中学校入り口手前までで現況の高さにすりつけていくという状況でございまして。訂正させていただきますと思います。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 バック堤の考え方、これにもいろいろと高さというものに対して考え方があると思うんですが、確認しますがバック堤で河川の両側を上げていくことによって水門的なものは一切河川には今後つくらないということなのか、あるいは幾らか段差でもブロックでも入れるとか、そういった構造物でも河川の中につくってできるだけ波の抵抗を抑える方策でも講じるのか、何もしないでただ両側の堤防を上げるだけなのか、それもあるんですね。例として398号線を挙げましたけれども、現在三陸道と交差する付近、あの辺なんかも完全に浸水区域でありますけれども、現在より上がったときに398号線はどこに行くのか、その上がった堤防の上が道路になるのか、今の課長の説明だと具体的にはわからないんですね。そのことについて、例えば堤防は道路と関係なくつくられるものなのか。現在の398号線の路面の高さには変わりはないのかということなんです。いわゆるあの地域は今後開発される地域でありまして、世の中それぞれにそういうふうな目で見ておりますので、そうした地域というのは伊里前地域にもあるわけです。その辺がしっかりとした何がないとわからないものですから、私らも答えようがないということですね。伊里前地区も三浦石油さん付近で8.7メートル上がりましますよというようなことであります、河川のバック堤が。しからば45号線はそれより高くなければ通れないんだなというような、いろいろさまざま民間の方々の想定がなされているわけですが、45号線の法線はまだ確定したわけではないんですね。さらに現在の45号線は橋げた

があるわけですが、あれらも今後どのような手順でもってやるのかという方向も示されていないという状況なわけですから、その辺の堤防に関しての疑問をお聞きするところであります。

次に、公益施設であります。今答弁ございましたが、基本的には防集の移転地内に新設をする考え方だと言うんでありますけれども、これはかつてその地域のへそといいますか中心といいますか、そういう地域にあったわけですね。端的に申せば支所とか、あるいは公民館とか図書館とか保健センターだとかといった公益施設があるわけですが、これらは別々の場所にあったわけですね。そういったものは今後用地がとれば1カ所に集積されるのか、従来のようにてんでんこに置くのか。その用地決定というのはまちづくり検討会とかの話し合い云々とも言っていましたが、いつごろまでにどのような方々と話し合いをなされて、その地域の中におさめるのか。どの地域におさめるのかという決定は全く我々には示されていないわけであって、一方では民間では今さまざまな動きがあるわけです。国道のそばにやれとか、その事業でやってくれとか、この事業でやったらどうだとか、あそこのあの続きは町有地だから引き続き造成したらいいのではないかと、かんかんがくがくの議論があるわけですね。その辺の基本的な考え方をもう一回お聞きします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどのバック堤の高さ設定は8.7メートル、志津川、伊里前もそうなんです、7.7メートルまでの津波についてはこの河川堤防で防護していくという、いわゆる100年に1回程度起こり得る津波に対しては堤防方式で守れるということで、水門については設置しないという考え方のようでございます。それを超える津波については、今高台移転という部分を進めてございますが、最初から安全な場所に住むという中で、いわゆる最大クラスの津波に対しては逃げるのとあわせて最初から安全な場所に住むということが町の基本的な考え方でございます。なかなか河川と主要国県道、そういった高さ関係の絡みといいますのは、はっきり言いまして私どももまだ明確に示されてはございません。河川の堤防の高さ、そういったものについては地域の説明会等に県のほうから出向いて説明をしていただいてこれまでもやってきております。継続的に、ぜひ地域として聞きたいと言うのであれば県のほうに出向いていただいて説明をいただくというふうな形になろうかと思っております。

それで、7.7メートルの津波が河川を溯上していったときにあふれることはないのかというご質問でございますが、そういったシミュレーションもやった上でその高さ設定をしていると、どこまで8.7メートルで行って、そこからどれぐらいの区間ですりつけていく、あるいは

高さを変えていく、そういったのはシミュレーションに基づいて高さ設定をしているようでございます。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 公益施設については、地域のへそとなる部分に一括して集約して整備できれば一番問題ないわけでございますけれども、例えば歌津地域については防集が大きく2カ所に分かれる予定ということもあって、どちらもそれ相応の面積の確保ができれば問題はないんですけれども、例えば1カ所に相当数の面積がとれて、もう1カ所は余りとれないといった場合、それに見合った形で公益施設を、もしかすると1カ所に集約できる場合もございますし、またある場合には住民の利便に余り影響を及ぼさないような状況で分散させるということも考えられると思います。ただ、いずれ当然議会の特別委員会等にもあらかじめお示ししながらご意見をちょうだいする場も設けたいと思いますし、とりあえず案としてはまちづくり協議会なり地域住民の皆さんが使われる施設でございますので、その施設の形態等も踏まえていろいろご意見を伺った上で正式な方向づけをしたいというふうに思います。防集の造成面積については、用地取得からすぐに入るわけでございますので、そう遠くない未来、近々にその件に関しては方向性を示していきたいなというふうには考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 シミュレーションでもってやるというようなお話でございましたけれども、シミュレーションなんていうのは本当にどこまで信用していいのか、過去の経験則からいうとむしろ危険性を感じるんです、実をいうと私らはね。バック堤だけで、何ら措置も講じず、河川を津波がさかのぼっていくのをそのままにするということに。かつては水門があったから、ある程度壊れないうちはそれで波の勢いを弱めたのかなというような考え方もするわけですが、今回は風船に圧をかけて波をさかのぼらせてやるような感じがするわけですよ。8.7メートルの堤防でもって防いで、そこで波高が高くなって水圧がかかったのはどこも抜けようがないから、川をどんどんさかのぼるわけですよ。だから甚だしい人は「伊里前の津波は今度は払川まで行くな」と、「田東のダムに行ってぶつかるのではないか」というような話まであるわけですよ、冗談かどうかわかりませんがね。そういった危険性をやっぱり感じるわけです。ただ川に何もしないで、アマゾンやさかのぼっていくように、中国の揚子江とか、ああいうのを現実テレビで見て、あのおりみみたいに今度は、大潮でさえあれだけでも津波のときはどんどん上がって行って、津波が逆に山から来るのではないかというような、そういう考え方もあるわけですね、一部に。それはそれとして、高さが問題なんです。8.7メートル

でどこもかこも皆8.7メートルにかさ上げしてしまうと、その中に自分たちの生活の場があると周りで何が起きたかも全く見えなくなるというのも、これもまた1つの現実なんですね。海も見えない、川も見えない、水が出たのもわからないでいたら流されてしまったというのもあり得るなど。やはりそうしたことから考えなければならぬのかなと思って今言うわけです。しかもその8.7メートルに上がることによって道路すべて、あるいは用地すべてが8.7メートルに準じていかなければならないようなことになってくるのかなと、こう感じますと、大変な造成費とかあるいは道路の建設費用がかかっていくのかなという心配をするわけでありまして。その辺のところ、河川には全く何も手をつけず両側を固めただけの河川になるのか、もう一度お聞かせください。

それから、防災集団移転事業の中に組み込むということが基本ではありますけれども、例えばそれらに関係なく歌津地区など45号線という問題があります。45号線の中で、その法線によってかつて旧市街地の中に再び市街地を取り戻したいという意向のところもあるわけですよ。しかし、それらが事業の対象外であるということになると、町費という問題になるととてもできないと。それは我々も理解するんでありますけれども、その辺の応用といいますか流用といいますか、残土を利用するとか、あるいは高低差を考慮するとかによってやりようはあるのかなという気もするわけです。そうした用地に公共的な附帯施設的なものを建設することはできないのかどうか。いわゆる国に認められた正式な事業でなく、そういった手法でもって都市計画の中にもはまらない中でもかつての地域の中心部を形成するという手法はできないのかどうか。その辺もお伺いするものです。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 河川の部分については、当初県からバック堤という案を示されたときに、町としても非常に違和感を示した経緯はございます。県が今回バック堤を選んだ考え方としては、今回の水門の状況を見てもおわかりかと思うんですが、仮にL1程度、さっき言った7.7メートル程度であれば水門で守るということも1つは考えられるだろうと。ただそれを超えるものになってきた場合、あるいはL1程度でも考えられることなんですが、いろいろな災害の中で想定できない、例えば水門が閉められなかったことを考えると、不確実性という部分について県も懸念をしていたようでございます。そういった中で、頻繁に来る津波に対しては堤防のほうが安全であろうという総合的な判断をしたようでございますし、また逆に今回クラスの津波が来た場合、当然水門で守るとなりますとそれなりの水門もこのような津波被害を受けて、閉まりっ放しのままで、市街地が浸水している時間が非常に長くなる、ある

いは河川堤防にしますと道路も高くなるということで、その後の復旧・復興のスピードが水門方式に比べるといち早くなるといったようなご説明もありましたので、県が考えてございますバック堤でという形になった経緯ではございます。ただ、河川を溯上するさまを見ていた私どもにとっては、委員からご指摘があったとおりに「本当に大丈夫なのか」という思いはありましたが、そういったシミュレーションも後々県のほうから見せられまして、ある程度納得をしたということで、河川堤防についてはバック堤という形で現在も計画を進めているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 防集地以外での公益施設の整備は考えられないのかというご質問だと思いますけれども、ちょっと明確なご答弁は今できないですけれども、今考えているのは防災集団移転地であれば財政的にしっかりした形で国の支援が受けられて整備ができるということで、そのメニューを一応使っているわけでございます。ただ、これまで公共施設は逐次必要に応じてつくってまいりまして、どうしても分散化されてきた嫌いがございます。これからは高台へ住民が一定程度の住宅地で連帯して生活をなさっていくわけなので、基本的には同じ地域に基本的な施設がすべて配置されるのが一番ベターだというふうには思いますけれども、ただどうしても住民の利便を考えて、そこじゃなくて一定の別な地域につくるのもよいだろうという形ももしかするとあるかもしれません。ただその段階で今考えている補助メニュー等がもし使えるのであれば一考の余地はあろうかと思っておりますけれども、現在町で考えている内容的には難しいのかなというふうには思っております。なお、ちょっとこの部分については調査させていただきたいなというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 志津川市街地区域の計画がやっと目に見える形で出てきたなと思って、多分これは町民の方たちは大分待っていたんじゃないかと思っておりますけれども、この計画を町民の方たちに知らせる手段として先ほど広報で知らせるというお話でしたけれども、もっと具体的に、広報だけじゃちょっとわからないんじゃないかと思っておりますので、私も見てもなかなか理解できな部分がいっぱいあります。町民にどういう形で、広報だけじゃなくて知らせていくのかなと、そこを1点お聞きします。

それから、何点かお尋ねします。

今前者が言いましたように、バック堤の問題、私もちょうど全然というか理解できないままです。今ちょっと説明を受けて、少しはわかったかなと思っておりますが、ただちよっ

と不安があるのは同じです。志津川地区には3つの川があるんですが、これが全部こういうバック堤を基本にして考えていくのか。河口のところ、水門だけじゃなくて何らかの歯どめをするようなものがないものなのかなという気がしますので、3河川について全部同じなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、この審議会の議案書の中の3ページに具体的に地図が示されまして、東地区の計画が示されました。こういうのを待っていたんですが、やっと出てきたという感じがします。それで、右側に公益的施設ということで区分されていますけれども、ここの中に志津川病院とかそういうのが入ると先ほどの説明でした。そうしますと、具体的に公益施設としては病院とか庁舎があるんですが、そのほかにどういう施設が入るのか。そしてこれで十分に間に合うのかどうかということも1つお尋ねしたいと思います。

それから、URとの契約で進めていくわけなんですが、前回公益木造住宅については森林組合とかそういう企業体と結んで進めていくという答弁でした。それは変わらないと思うんですが、どの程度今進んでいるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、これは都市計画に基づいての説明だったので、私この間担当者に聞きましたら、西区は都市計画ではないので計画どおりそこにも住宅をやるということなんですが、公営住宅も西区にできるのかどうか。

それから、町民からは「20戸にならないと公営住宅が建てられないんだという町の説明があったんだけど、それでは困る。10戸ぐらいでも公営住宅を各地区につくってもらえないか」という要望もあるんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 全部で5点ありましたが、まず1点目のこの都市計画の内容についてどのように町民に示すのかということですが、当然まちづくりニュースでも概略を示しておりますが、先ほどご説明しましたとおり7月28日、30日にベイサイドアリーナ及び南方の仮設の集会所で、2会場で合計4回ですか、説明会を既に行っております。

それと河川については、志津川市街地3河川のうち町内の二級河川についてはすべて堤防方式で検討しております。

それから4点目、公営住宅の整備の進捗ということでございますが、入谷と名足につきましては用地測量の終盤を迎えておりまして、今月末に協会の立ち会いを行う予定になっております。今後、用地の内諾は得ているものの具体的な価格の提示を含めて用地買収作業を進めていくような状況でございます。

それと、志津川西地区の公営住宅なんですけど、一定戸数の要望があるということで、西地区にも災害公営住宅をつくる旨で公営住宅の意向調査を行っております。あくまでも20戸は超えるものということでやっております。

10戸程度でもどうなんだということになりますけど、これは計画策定のときもいろいろな形でご説明申し上げましたが、町として余り点在されますと土地の確保、あとは今後の維持管理の問題も含めて非常に行政負担がかなり多いということで、20戸程度の団地あるいは20戸以下ですと公益的な経費、簡易エレベーターがつく住宅であればエレベーターとかその敷地内でかかる経費負担が、戸数が少ないと負担が大きくなるだろうということで20戸というふうにさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 志津川東地区の24.4ヘクタールのうちの公益施設に、一応今現在張りつけを考えている施設につきましては、基本的には役場と病院、それと病院に付随する形になろうかと思っておりますけれども総合ケアセンターの整備を今考えてございますが、この部分で大体この面積はすべて必要面積として使い切ってしまうのではないかなというふうには考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 前段でご説明しましたが、広報以外に説明会を開催した経緯がございます。7月28日と30日に計画（案）については説明会を行いましたので、「木造住宅と個別住宅のURの木造住宅、区分けして整備するというので、木造住宅のほうは予定どおり進んでいるのかという質問です」の声あり）木造住宅の進捗ですが、先ほど言いましたところのURさんが今進めている入谷と名足については敷地造成まではURさんで行いまして、コンクリート造りのものについてはそのままURさんが建てますが、木造の部分の地元の協議会についてはその後といいますか、敷地造成が完了した後に入っていくような状況でございまして、その辺、敷地の造成のあり方も含めて、町も含めて三者でレイアウト等を一緒に考えているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 私随分いろいろ聞いたので、自分で整理します。

町民への内容の説明、先ほど7月28日と30日に町民に知らせたということで、私も知っているんですが、ただそこで町民が納得してこれでよしと、そういうふうになったのかなという疑問もありますので、今後やっぱりきちっと個別にでもいろいろ説明が必要でないかなと私思う

ので、その辺の計画はどうなっているのかなと思ってお尋ねしています。

それからバック堤の問題、二級河川についてはそのままそのとおりにやるということで、しかし先ほどの前者への説明にも私も大変不安を感じていますので、水門がなければ波を一時防ぐというか、そういうものを海のところにつくってもいいのかなという気もしていましたので、その辺の考え方を県のほうにきちっと申し入れする必要があるのではないかなと思いましたので、その辺の考え方を聞かせてください。

それから公営住宅の問題ですが、今URさんで入谷と名足の用地についてはやって、それから木造住宅については地元の業者と協議しながらやるということで今説明がありました。その辺はスムーズにというか、地元の業者も含めてきちっと納得しながら事業が進んでいるのかなと、そういう心配をしたのでお尋ねしています。だからその辺をもう一度お願いしたいと思います。

それから西地区の公営住宅、これはわかりました。多分希望が20戸以上あるかなと私も想像しているんですが、その他の地域、例えば私具体的に言われましたのはこの間、清水の方なんです、12戸だかあるんだそうです。そういう公営住宅に入りたいという方からその集落につくってもらいたいという希望があったので、その辺も含めて今10戸ぐらいではどうなのかなという質問をしているんですが、その辺は検討する余地はないのでしょうか。それをもう一度お願いします。

それから、東地区の公益施設の土地計画、これは今説明がありました。病院、役場、それから総合ケアセンターとか、そういうことで今考えているということなんです、私これを見ましてちょっと狭いのではないかなという気がしたので、あえてもう一度またお尋ねしているわけなんです。これですべてやるのかなと、病院なんかだともっと広くとらないとだめなので、具体的にはどこが病院でどこがケアセンターで役場はどこなのか、その辺の計画がもしあるのであれば知らせてほしいなと思っております。お願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 町民の個々の相談に、都市計画について応じなさいということでございますが、8月3日から17日まで、うちの課の前で資料の縦覧をやらせていただいておりますので、その際、災害危険区域も含めて個々のご相談には現在も応じてございます。登米にある仮設の方々もこちらに足を運べというのはなかなか難しいこともございまして、8月9日、10日、11日の午後の時間帯に南方イオン跡の仮設住宅の集会所でも同様に資料の閲覧ができると。また、担当職員も配置しますので、不明な際は問い合わせいただければという

ふうに思います。

それと、河川の堤防の部分で、入り口に波が減退する施設をという部分については、県のほうにちょっとお話をしてみたいというふうに思います。

それと、公営住宅の部分で清水についてなんですが、清水は12月の段階で20戸以上要望のあった地域でございます。ところが最近になりまして、公営住宅から防災集団移転事業の参加者がふえてきている状況でございますので、まだ12戸と限定する時期ではないのかなと、もう少し減る可能性もあるということで、その辺はご理解いただきたいなと思います。

それと、木造の公営住宅のURとの一体的な推進をということでございますが、具体はこれからで、今町で用地取得をしている段階でございますので、いずれ敷地の造成も含めて計画する際は木造の推進協議会と配置等を一緒に考えていかなければなりませんので、そういった共同した進め方を今後も促していきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 公益の3施設の配置箇所については、まだ具体には決定いたしてございません。必要面積は十分なのかというご質問でございましたけれども、決して十分な面積ではないというふうには感じておりますけれども、津波復興拠点の整備事業で整備できるマックスの面積を今回取得して造成する計画でございますので、当初予定していたよりは公共施設の面積をなるべく広くとるように一応配慮はしているところでございますので、この必要な面積にうまくおさまるように、コンパクトに集約できるような形で当然考えていかなければいけないだろうなというふうには感じております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 大体わかりました。ただ、町民へ知らせる問題なんですが、これはみなし仮設に入っている方たちで町外にいる方たちがいっぱいいますよね。そういう方たちに対する説明はどういうふうになっているのかお聞きします。

それから、今最後に課長がおっしゃいましたように、公益の造成がちょっと狭いのではないかと、私ももうちょっと考えてもいいのかなと思ったので、これは国の基準があるんですか。そういうのがあってこれぐらいの造成になるのでしょうか。その辺をもう一度お聞きします。私はもうちょっと、この際ですから十分に病院なんかの敷地をとったほうがいいんじゃないかと、医療だけじゃなくて介護、福祉も含めてそういう点で質問しているんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） みなし仮設の方々への周知ということですが、今回当然権利が絡むものでございますので、土地の所有者全員に通知を差し上げておまして、遠くは仙台方面から来ている方もおりますし、関東方面から遠路駆けつけていただいた方も大変恐縮だったんですがおりますので、一定の資料については手元には届いているかと思えます。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 公益施設の面積でございますけれども、一定のルールはないということでございますので、ただ24.4ヘクタールをふやすということは基本的には難しいということなんです。これから実施設計に入っていく段階で、当然公共施設の実施設計も入ってまいりますので、それに応じて必要な面積がこれ以上必要であれば、ほかの部分の調整がきく状況であればその部分を調整しながら若干変動させて、必要面積を確保していくということでございます。繰り返しになりますが、いずれ全体の面積の調整はできないということでございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございせんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 いろいろ前者の質問にもありましたが、公共施設であります。志津川地区のまちづくりを見ますと、それぞれ公共施設が配置されているようでありますけれども、歌津地区におきましては一体どこに公民館を建てて、どこに図書館をつくって、どこに総合支所をつくって、それが全然今の段階では示されていない。やはりこれらが示されないと、住民が高台移転の、これはどこでもいいわけですが、できれば余り分散しないで密集することが理想であります。しかし、伊里前地区は2カ所に分散されると。非常に残念だなと思っております。しかも、大した戸数ではありません。五、六十戸ぐらいでしょう。そういうふうになると、今までの集落よりも小さい集落になります。今石泉地区だけでも100何軒になっております。その中で、やはり伊里前は歌津地区の、町長はへそという言葉を使いますが、これはへそだと私は思っております。それを中心としてまちづくりをしないで、何でまちづくりをするんだと。どういう考えをしているんですか。総合支所もやらないんですか。復旧ですから、今までの姿は最低限つくる必要があるんですよ。今までの公共施設。この津波のおかげ、歌津地区の公共施設は要らないと、そんな考えを持ったら大変なことですよ。そのような観点から、現段階でどのような考えを持っているのか。歌津地区には病院もなければ郵便局もなければ、人口もなくなりますよ。とんでもない姿に今変貌しようとしているんです。津波災害のために。それらを少しでも緩めるためにも、やはり行政は責任あるまちづくりをする必要があると思います。まず私は大事だと思いますよ、公共施設。今どういう考えをしているんですか。公民館、図書館、

総合支所、保健センター、郵便局なども町が力を示して、今度は今までの郵便局と違うんですから、100%民営化でもないような感じになって、過疎の地域にもまた郵便局が置かれてくるという話もあります。あったほうがいいんです、歌津にもね。それらも今後町として進めていただきたい。そのような観点から、まず中心。一体どこを中心にするのか。管の浜地区の50軒や60軒のあのとんでもないというか、とんでもないという言い方は失礼かもしれないね、高台につくるんでしょうか。石泉地区のあの峰山地区に公民館をつくるのか。そうでなければ、浸水地区につくるしかないんですよ。津波で浸水した地区しかないんですよ、公共施設をつくる場所が。それらを想定して、計画をして、やはりまちづくり、高台づくりが必要だと思います。それは全然考えないで計画しているんですか。その辺どういう考えを持っているかお伺いします。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろご心配、ご懸念のご意見でございますが、ご案内のとおり歌津地区にありました公共施設等々につきましては当然再構していくという考え方は持っておりますので、ご心配は要らないというふうに思います。場所等のスケジュールにつきましては、担当課長から説明させます。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 今町長が申し上げましたとおり、基本的に被災した公共公益施設については復旧するという考え方は変更ございません。その整備箇所でございますけれども、先ほど及川委員のご質問にも一定程度のお答えをいたしましたけれども、基本的には防災集団移転地に集約して整備するのが一番住民の利便にかなうだろうというふうには考えてございます。ただ、現在2カ所ある集団移転地の造成面積に応じて、もしかすると分散を考えなければいけない場合もございますが、これは現在事業課のほうで住民の高台移転の正式なそういうアンケート調査をしているところでございますので、その意向調査を踏まえて造成の一定の面積が固まってまいりますので、それに依りて必要な施設の張りつけをしていきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 私も二、三聞きたいと思います。

お示しのように、例えば4ページの中央地区、東地区等々でただいま前者の人たちがお話ししたとおり公共施設等々も含めた集団移転造成をするということなんですけれども、私さっきBRTでもちょっと質問してみたんですけれども、問題は398号線と45号線は既設の路線で果

たしてよいものかなという思いがまずもってします。つまりは、何度も提案してまいりました高台移転、つまりそれは職住分離の考え方で提案されてあるわけでございます。つまり、本当にまた大きな津波が来た場合に、現在の既設の45号線、398号線でよいものかなと。もっと高台移転すべき候補地を縦断するような発想ができないのかなという思いがするわけでございます。例えば戸倉に行くのなら荒町から寺浜まで398号線を、ゴルフ場の中央あたりをぶん抜いて行ったほうが、先ほどから言われている例えば堤防の問題あるいはバック堤の問題等々にかける費用があれば、それがむしろ早急にできるのではないか、進むのではないかなというように思いでございます。

それから45号線ですけれども、ほとんど津波被災地でございます。そういうところにまたかさ上げして、そこから高台移転に通ずるようにと考えているように聞こえるわけですが、そういう方法が本当に将来に向けたこのまちづくりにベストなのかなと。ご提案されている図面を見ますと、被災地から高台集団移転というふうに理解できるわけなんですけれども、そういうことでなく、いま一度これを考え直したほうがいいのかと。高台移転もはかどらない1つの理由として、398号線なり45号線の路線設定がはっきりしていないからだと思うんですよ。私は震災直後、小泉地区のグリーンロードを何回か通ったことがあるんですけども、やはり少なくとも南三陸町でもそういう視点に立った路線のつくり方といいますか、そういうことがやはり今求められている南三陸町のまちづくりの根本的な考えでなكارうかなと、私はそういうふうに思います。そういう独自の路線設定を町として考えることがあったのかなかったのか。私たち東京陳情をしたときに398号線、45号線のこともあったんですけども、平野復興大臣は「町で考えてくればそれを検討する用意がある」というような話まで私たちにしてくれたんですよ。そういうことからすれば、震災によりこんなに大きな犠牲、財産をなくして、将来に向けた構想が今回提案されている都市計画、土地利用計画が果たして妥当なものかどうかという懸念がされますから、私の考え方、あるいは住民の方にもそうした考え方が多くあることを聞いておりますので、そういうことも考え合わせて検討されたのかされなかったのか、あるいはそれまでできないのか、その辺をひとつ。398号線の移設、45号線の高台への移設、このことについてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 398号線と45号線の高台移転というご質問でございますけれども、確かに今次災害におきましては両路線とも被災しております。そのあり方について多分いろいろな考え方があるものと理解しております。398号線、それから45号線、たまたまただいま三

陸道の事業を実施しておりますが、両方を結ぶ路線としましては三陸道は小森にインターができる、それから中央、ここの目の前にインターができるということで、これにつきましては今後災害においても被災をしない、そしてその役割を十分担えるものと考えております。それと、道路の場合は災害時もそうなんですがふだんの生活ということも1つの視点として重要なものがございますので、国道45号線、確かに山側に移転をしてやれば安全な道路にはなりますが、ふだんの生活として考えた場合はどうなのかというふうに、そういう視点でもとらえますと1つは役割分担が必要だというふうに考えております。被災時、緊急時には三陸道を利用させていただくと、それからふだんの生活ではこれまでと余り場所は変わりませんが、若干バック堤等の影響がございまして11メートル前後の路面高になりますが、その道路を利用させていただくということで考えてはおります。

あと、このほかに復興交付金の関係で高台移転に伴う部分的な改良はそれぞれ県道、国道もやるような計画というふうに聞いております。それらについては計画がまとまった段階でそれぞれの地区において説明会を開いていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 今回の高台移転等々も、ふだんの生活あるいは役割分担、そういったもの、あるいはコミュニケーションの問題等々が話にされてまいりました。でありますけれども、この道路の問題についてはもし高台移転と並行して高台に移設できたら、高台移転の集団移転もこと早まってきたのではなかろうかと私は思うんです。高台移転と職住分離、それはつまりふだんの生活と役割分担ですよ。今の398号線、例えば戸倉、折立から寺浜までの398号線、これも7割方が浸水、地盤沈下等々された箇所ございまして、そういうところにまたバック堤なり堤防なりつくる仕様等々があれば、例えばゴルフ場の中央をぶん抜けて寺浜まで398号線をやる、これは住まいとしての基幹道路だというふうにして、さらに現在の398号線は生活道路、あるいは職住分離のお話をされてきたことからすれば今の398号線あるいは45号線は作業道路としての活用をしていく、そういうような発想があるいは当たっているのではないかなというふうに思います。つまり、例えば前段申し上げました小学校の周辺に高台移転する、課長お話しのとおり高規格道路がそこをぶん抜けていくというようなお話なんですけれども、現在の45号線はやはり歌津までどういうふうに路線計画を立てたらいいかということも高台移転を早めるための1つの路線計画ではなかろうかと、こういうふうに私は思います。それは今回のような津波が来ないとは限りません。今回のマグニチュード9.0というのは世界で4

番、そんな大きな地震だった。そういうのがスマトラですか、外国で起きた地震の中では3年以内に来たというような話も聞いておりますし、そういう記録もあります。そういうことからすると、やはり将来に向けた大きな南三陸町の都市計画づくりが求められているし、求めていくべきだろうと、そういうふうな思いで、その辺の考えはないかということなんですけれどもね。本当に平野復興大臣は手を握って言ったんですよ、「各自治体でそういう提案があったら前向きに私は努力します」と言っているんですから、何回も。私だけそういうふうを受けとめてきたわけではございませんから。私の手などは特にぎっちり握られて、平野復興大臣の力強さを感じてきたんですけれどもね。本気で取り組むという復興大臣の話だったと思いますよ、冗談抜きで。そういうふうな方法も考えたらいかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど建設課長も述べたとおりでございますが、いずれ国道45号線の役割、398号線の役割というのは、それぞれの地域においていろいろな形で使われ方が変わってきます。国道2けた道路が山の中を走って沿道利用ができないような状態でのいかとか、そういったいろいろな角度から国交省も含めて検討した経緯があります。幸い398号線につきましては、戸倉方面の地域の方々から山側へのルートに変更すべきじゃないかといったような意見もかなり出されておまして、逐次県にはお伝え申し上げておりますし、県のほうも今回の交付金を活用して大打撃を受けた398号線の区間については高台移転の場所とあわせて路線を変更する考えはお持ちのようでございます。国道45号線については、志津川市街地、下は今のところ何もない状態でございますが、これから土地区画整理事業等含めて沿道の有効活用を図るべく市街地を結んでいく、物を運ぶ道路として活用するための道路であるという認識もございますので、いろいろな形で、いろいろな考え方で国交省などとも提案もしたりいろいろやってきましたが、いずれこの道路の管理者は国でございますし、今回の398号線もあわせて県の都市計画決定の事項でもございます、いずれこういった中で協議が整ってきたということでご理解いただきたいと思っております。

それと、45号線につきましては先ほど建設課長も申し上げましたが、いずれ八幡川等を横断していかなければならないということで、8.7メートルの堤防を超える11メートルの高さでの道路になって、比較的現在の道路と比べますとL1程度、頻繁に訪れる津波に対しても一定程度安全性が確保されるものであるということで、町として避難道路としての位置づけもしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 理解することはたやすいことなんです。わかりましたと言えればそれで終わりなんです。でありますけれども、私は将来に向けて本当に今の路線でいいのかということをやっぱり強調したいですね。国土交通省河川局でも398号線、つまり戸倉を主として既存道の着工式の案内もいただいているわけだから、恐らく高台に移設するといっても無理なことかもしれないけれども、どうなんですか、本当に今の路線をそのままつくっていいと思いますか。398号線。また逃げるところがないもの、あんな大きな津波が来たら。今の398号線は作業道にしていいと思いますよ。神割から向こうに行った398号線、高台につくった路線の分は被害も受けなかったし、避難道として使われたと言われてますよ。そういうことで、提案されたものはそのまま承認をしなければならないということではなく、本当に将来の子供たちあるいは地域の再生・復興ということからしたら、今回の計画（案）は私は見直すべきだろうと。つまり道路についてですよ、398号線も45号線も。そういうことこそ、将来に向けた本当のまちづくりがなされるものと私は思いますけれども、提案されたものを何としても通さなければならないということで、2案ぐらい出してみたらいいのではないですか。もし鈴木委員が言っているのも本当の話だなというようなことだったら、今回の提案と地域住民に問かけるための見直し案とを出してみてくださいよ。どちらが本当に将来に向けた南三陸町のまちづくりの基幹道にふさわしいかということ住民に判断してもらったらいかがかなということで、尽きませんから終わりますけれども、そういうような考え方があるかないか最後に町長に聞きます。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 鈴木委員の意見は意見としてお聞きしますが、このお示ししている提案の計画は町民の皆さんにご説明申し上げてございます。多分総勢300人、関係ある地域の方々300名以上の方々にご説明申し上げてございまして、そういった方々にとって我々の説明については了解したというふうなお話をいただいております。そういうことでございますので、鈴木委員のお考えはお考えとしてお聞きいたしますが、我々は先ほど申しましたように町民の皆さん方に広くこの関係地域の皆さん方にはご説明を申し上げて、一定程度のご理解をいただいているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 町長おっしゃるとおり、都市計画委員あるいは協議会、みんなに諮って、この路線でいいんだというふうなお話でございましてけれども、そういう案しか出さなかったからだったと思いますよ。被災住民をこの後救う、あるいは安心な居住地をつくる、安心な道路をつくる、今の道路を見てみなさい。高潮の心配、洪水の心配、今そういう状況が現実として出て

いるんでしょう。

○町長（佐藤 仁君） 今の道路はかさ上げになりますので、今の道路と同じではございませんので。

○鈴木春光委員 現状でそうだとことを言っているんですけれども、かさ上げをすればかさ上げた分は恐らく乗らないでしょうけれども、それはわかりますよ。まずそういうようなことを私は望みます。あるいは住民の多くの人も望んでいるように聞いております。まず提案されたものを何としても了解いただきたいという真意はわかるんですけれども、それで果たして将来に向けた南三陸町のまちづくりが、都市づくりが、土地利用が本当にいいのかということを上申して、私の質問を終わります。

○委員長（西條栄福君） そのほか、質疑はございませんか。ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時40分といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 開議

○委員長（西條栄福君） おそろいのございますので、会議を続けます。

質疑を続行いたします。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1問だけ質問したいと思います。

志津川地区における復興整備事業に関してUR都市機構がかかわってくる旨の説明が先ほど町のほうからありました。協定書を今後交わすという説明なんですけど、このUR都市機構に関しては災害公営住宅、高台の土地整備、あと低地、志津川市街地のかさ上げとかそういった部分でのUR都市機構が計画をつくり、地元の業者とかゼネコンとかかわりの中でそこに発注していくのかなと、この説明書の中では感じたんですが、町とUR都市機構との今後の進め方について、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） お手元の資料の1ページの右側のフロー（案）という部分をご確認いただければと思うんですが、先ほどご説明しましたが、この後に協力協定という部分を2ページのような案で締結をしていきたいというふうに考えております。その後、計画策定にかかわります交付金等の予算計上、いろいろな形での計画の策定業務、そういったものをURさんに委託をしたいと。あくまでも予算をとった上での話ですが、その後URさんが町と

協力しながら基本的な計画をまとめていきながら、当然測量、土質調査、そういったものも並行して行っていくと。最終的には2月ごろ、年度末あたりに今回の事業の都市計画の事業認可を県のほうから得ることになりますが、その資料づくりをずっとURさんがやっていくという状況になります。今年度についてはそういった形で、それ以降も事業の着手という部分でURさんに委託して工事を行っていくという流れになっております。ただ、災害公営住宅につきましては現在のところURさんと全体的なまちづくりに関する覚書という形で締結はしておりますが、その団地ごとにURさんが担うのか、町が直営で発注するのか、あるいは県に委託するのか、そのときはまた三者で協議して進めていくという形になるかと思えます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 計画策定に当たって、URさんのノウハウとかその辺を町のほうでうまく活用していくというような形の説明だと私は思いました。ただ、URさんがそういった形をしていくことで、復興計画のおくれとはならないのか。なぜかという、URさんにとりあえずそういったものを頼むことによって、やっぱりURさんは多くの被災自治体のこういった作業を受け持つことによって仕事がいっぱいあると思うんですよ。そういった中で、後手後手にならないかということを私は心配しています。とりあえずURさんに協定書の中でやるのはいいんですけども、町独自の、やっぱり県とのそういった話し合いの中で、URさん頼みじゃなくて地元の企業をゼネコンさんと一共同体を組んでやるというような方向も前に副町長のほうから説明されたので、地元の建設業者さん、それとゼネコンさんとかかわりというのは、UR都市機構さんの今後の仕事の上でどういったかかわりが出てくるのでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 地元企業、ゼネコンさんも含めてなんですが、工事実施段階のところの部分のご質問だと思います。URさんにいろいろなコーディネート、全体のコーディネート等もお願いすることになるかと思いますが、URさんがいわゆる工事発注とかをしていくと、あくまでも施工者は町であるということで、町とのかかわりは当然意見交換、情報交換、そういったものを密にしながらやっていきますが、あとURさんが地元企業の活用も含めて当然検討をしていくものだというふうに考えております。

ただ、URさんもうちの町だけではなくていろいろな形でほかの被災自治体の支援に行っておりまして、その体制という部分については委員ご指摘のとおり私も危惧しております。URさんとして考えるべき、マスコミ等でも報道されましたが女川町ではCM方式とかという試行で着手しているという状況もございますし、URさんもURさんとしてどのように短期間で

こなしていくかという方策を町も含めて今後も検討していくという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 ぜひ短期間で土地の造成、事業の策定とか書類申請とかその辺はしてもらいたいと思います。でも、今のこの日程というかこれからの方向性を見てみると、やっぱり26年の中旬に高台移転の始まりというような方向は変わらないと。その時点から短くなるということは町のほうで想定していないのか。その辺が私は一番重要な部分だと思います。あくまでも目標は26年度の中旬というような想定でもって町ではやっています。しかしながら、先ほどから議論されているとおり、土地がないからなかなか南三陸町から人が逃げている現実がある中で、今第2瓦れき置場、清水建設、進んでいます。たった3カ月間なのに、在郷地区はもう大きく変貌しています。だからこうした大きなゼネコンが入ることによって、高台造成とか測量さえ段階を踏んでいけば、ある一時期地元の企業が何社か組んでゼネコンさんが入ってもらえれば、東浜地区の造成は私はそんなにかからないで、本気でやる気だったらすぐできると思うんです。今は公営住宅も必要ですが、やっぱり土地を確保するとか、その辺をみんな同じく、中央区、東区やるんじゃないかと、東地区は50%だったらここを最初に重点的に町のほうでやるような方向性とか、そういった構想も描いてもいいんじゃないかなと思っております。高台移転に関しては常々自衛隊を頼みたいというような形の事を議員からも出されていますが、なかなかその辺は町長は難しいというような話をしています。しないからじゃないかなというような考えを私は持っていますが、やっぱり早く高台移転、住民を町外に出さないための方策をもっともっと真剣に、やっぱりこの計画だとURさんと町で描いた決まり切った形の中でどこにも南三陸町としての、南三陸町だからこういったことをしたとか、そういったものがここには何もなく、多分国とか県とかURさんとか一般的な流れの中でこうやっていくからどうしても26年度の中旬というような形なので、その辺を崩してでも高台移転、公営住宅建設を早く進める方法がないのか、それともこれから取り組んでいこうとしているのか、その辺だけ最後にお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 早く進める方策という部分だと思いますが、いずれ町が主体的に通常の工事のようにやっていきますと、それなりの大量の人材確保あるいはノウハウの問題、いろいろな事業間の調整、そういったのにかなり町としても手間取るだろうと。そういった中で有効な方策として今回お示しをさせていただいております。先ほど東地区などもっと早く終わるだろうという委員のご指摘もございしますが、例えば東地区、一団として一気に住宅

供給が可能な時期を迎えるというのではなく、制度上の問題もありますができれば同じ東地区でも道路を挟んで東側を第1期として完了させて早く家を建てさせるとか、それは西地区、中央地区についても同じでございまして、そういった方策も含めて今後検討していきたいというふうに思います。住民のほうには当然こちらとして説明責任が果たせる年度でお示ししておりますが、当然それより早くやるのが私どもの仕事だと思っておりますし、そのためにもURさんのノウハウも必要なのかなということを逆に期待をしております。

それともう1つ、URさんにつきましては、どうしても高台だけじゃなくて従来の区画整理事業を多く手がけてきたというノウハウが蓄積されておりますので、私ども同年代で区画整理を実際に工事として担当してきた職員といたしますのは全国にもそんなにいるような状況ではございません。そういった有能な人材の確保という部分についても、URさんに一端を担っていただくということも必要なのかなという考えでおります。あと、URさんについては施設誘致というノウハウも持っております、いわゆる企業誘致でございます。下の土地の有効活用にも生かされるのではないかと期待もしております。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 課長の説明、本当にわかりました。とにかくすべての面でURさんのノウハウ、持っている力をかりて南三陸町の復興に協力してもらおう、そういったことだと思います。しかしながら、住民はとにかく早く住める場所が欲しいというのが現実で、やっぱりその辺が一番問題なので、早目に、今東地区でもある地区にとっては早目にとというような話がありましたので、そういった場所を早く確保して住民の流出を防ぐ、これが南三陸町が残る1つの手段とか方法でもあります。ぜひその辺、早く入居できるような体制を行政にはつくってほしいと思います。終わります。

○委員長（西條栄福君） そのほか質疑はございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1つだけ。都市計画道路の①なんですが、この中で国道398号線のことについてなんですが、45号線は一応入れかえるということで、目的といいますか避難道としてという説明でございまして、398号線も志津川中学校から小学校付近を走らせることはできないのかなど。その辺お聞きしたいんですが。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 398号線を志津川中学校、小学校側に持ってきてもいいのではないかと、そういった検討も町のほうでもさせていただきました。ただ、助作の水源もございまして、同じ左岸側を通るということで影響も出てくる可能性もあるということで、現道

のほうから上山に向かって川を横断してくるルートで案をつくったという経緯はございます。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 今回のような災害、あるいは今回以下のといいますか頻繁に来るような災害時には、1分1秒を争うような避難が予想されるわけなんですけど、この山のふちといいますか、すぐ高いところに避難できるような、そのような道路の考え方というものをもう少し考えていったほうがいいのかなと思うので、これでおさまらず、もっとよりよい検討をしていただきたい。以上です。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、「志津川地区都市計画について」「土地評価の状況について」の質疑を終わります。

次に、その他として、過日新聞報道等にもありました、本町が高台移転を計画しております戸倉地区での産業廃棄物の発見に関して、当局より経緯等説明したい旨の申し入れがありますので、ご説明願います。環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、先日新聞等で報道されました戸倉地区の高台移転予定地から見つかりました産業廃棄物問題の経緯についてご報告申し上げます。

当該土地につきましては、戸倉地区の高台移転候補地として計画を進めておりますが、在郷地区に建設中でございます震災廃棄物処理施設の敷地造成のために大量の盛り土材が必要になるということから、高台移転事業計画に支障のない範囲で土取り場として工事が行われております。

工事につきましては、宮城県が発注した施工業者であります清水JVが4月から開始いたしております。それで、4月27日金曜日、進入路の拡幅工事の際に掘削をいたしましたのり面から産業廃棄物と思われるコンクリート殻を発見したという報告がございました。町では直ちに事業発注者であります宮城県に報告するように業者に指示をするとともに、気仙沼保健福祉事務所に連絡をし、庁内の関係各課にもあわせて連絡をして、今後の対応についての協議を行っております。

その後、気仙沼保健福祉事務所環境廃棄物班のほうから現地確認を実施する旨の連絡があり、5月2日水曜日に宮城県震災廃棄物対策課の現場監督員及び清水JVの立ち会いのもとで、町からは総務課と環境対策課が立ち会って、現地確認を行っております。その結果、当該のり面及びそのほかの盛り土部分からコンクリート殻、アスファルト殻が確認されました。しかし、直ちに健康被害を及ぼすような有害廃棄物はその際確認されなかったことから、震災廃棄物処理施設の造成工事を急ぎたいために、保健福祉事務所の指導を受けながら、この産業廃

棄物の発見場所周辺を避けて、周囲の山林からの土取り工事を継続することになりました。

その後、土取り工事が終盤になって、7月9日月曜日に気仙沼保健福祉事務所より立入調査の実施をするという連絡がございまして、7月12日木曜日に宮城県廃棄物対策課指導班及び宮城県警生活環境課の合同立入調査を、町も立ち会いのもとで実施しております。その際に、今後の対応についても協議を行っております。

今後の対応といたしましては、町においては当該土地及び廃棄物の経緯につきましてさらに調査を進めるとともに、この産業廃棄物の所管でございます宮城県廃棄物対策課もさらに実態調査を行うことといたしております。また一方で、不法投棄という可能性も排除できないということから、宮城県警生活環境課においても今後調査を進める方向となつてございます。今後三者連携しながら、さらなる実態解明に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 当局より説明が終わりましたので、確認したいことがあれば伺っていただきたいと思ひます。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 ただいまの説明で、コンクリート殻、アスファルトなどが見つかったということですが、そのほかのものはありませんでしたか。それが1点です。

それから、これは産業廃棄物取り扱い……、何というんでしょうか、20年前と推測されるということなので、そういうのに引かからなかったのかどうかということです。それはどのように解釈したのか。それをお聞きします。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず、廃棄物の種類でございますけれども、当初現場確認に行った際には、コンクリート殻、アスファルト殻のみ私は確認をしております。ただ、その後業者のほうで工事を進めていく際に、古タイヤが発見されたという連絡を受けております。

それから、20年前というふうに報道はされておりますけれども、その辺の時期が実はまだはっきりしておりませんで、その時期によりましては不法投棄に当たるのか、あるいはそうでないのか、そういった判断もその時期等によってなされるものということで、その時期につきましても今後の調査においてさらに特定していきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 タイヤの一部もあったと、そのほかにはありませんでしたか。私もタイヤだけは確認しました。そのほかは何もなかったのかなど。その辺は確認はないですか。それが1点。

それから、今不法投棄に当たるかどうかという問題、そこに物を置いたというか投棄したというか、そういう業者は特定しているのでしょうか。今後そういうことでどのような動きになるのか、その辺をお聞かせ願います。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） タイヤ、そのほかいわゆるその辺の山林にも散在しているような一般のごみですか、そういったのが散見しているのは私も目にしておりますけれども、ビニール袋であったり空き缶であったり、それが意図的に大量に廃棄されたものかというところとその辺の判断はいたしかねるところでございます。

それから、これから実際調査を進めていくに当たってのポイントといたしましては、1つが投棄された時期、それから当然今おっしゃったようにだれが投棄したのか、それから廃棄物の内容、種類、数量です。そこら辺を中心に今後調査を進めていくということでございます。その投棄したのがだれであるのかというのは今後の調査を待たないと特定はできないということで、今進めているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 今から調査するという事なんですが、非常にいろいろ問題のあったゴルフ場跡地がせっきく皆さんの高台移転ということで今計画されている。それができなくなったら大変だと私思ったものですから、それを今避けて道路もつくりながらやっているというんですが、そういう見通しはどうか。そして町長にお聞きしますが、今後本当にこういうことがいろいろ出てきた場合、町としての対応はどのようにするおつもりでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、私も今回初めてお聞きしまして、これから調査をするということですが、基本的には法律上、当時平成9年前については安定型ということで安定5品目というのがございまして、コンクリート、金属類、プラスチック類、ガラス、陶器、ゴム類、これは当然タイヤも入ると思います、そういったものを自社内の土地に置いておくということについては平成9年前は違法ではなかったということですので、それが新聞報道等で20年ぐらい前ですと不法投棄には当たらないだろうというふうな書き方をされていましたが、実は根底の部分はこちらにございます。今回こういう形になりましたけれども、これからも高台移転、あちこち場所がございまして、そういった場合には適正に県あるいは県警等含めまして連携をとりながら対処はしていきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 この記事は、河北新報、きのうの朝刊に載ったんですね。要するに8月7日。8月6日には既に岩手日報には掲載されて、記事になっておりました。なぜお隣の県が8月6日に載って、直接関係がある我が町の事件について地元新聞が8月7日に載るのかなあと、一日ずれたのかなあと不思議に思っておりました。いろいろ調べたというか聞いてみたら、8月6日の夕方のTBCのテレビで報道されたんですね。あれが放映されなければ河北新報も載せなかったのかなと、こんな感じがしてきょうまでいたんです。今環境対策課長のほうから説明されて、4月27日にこの問題が発覚したと。なぜきょうまで黙っていたの。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず1点目でございますが、8月6日と7日、日にちのずれでございまして、8月6日に掲載されたというのは実は共同通信社からの配信に基づいての報道だというふうに理解をしております。ただ、私どものほうに直接取材に来たわけではなくて、これは私県のほうからの情報で得ておりますけれども共同通信社のほうで実際に取材があったと。それで河北新報さんについてはその翌日の取材だったということで、その辺の一日のずれがあると。共同通信社からの配信の記事を載せる載せないにつきましては、それぞれの新聞社さんの都合があったかと思っております。

それから、4月27日に発見したということで、その後先ほど話したとおり直ちに県のほうには連絡をしております。その後保健福祉事務所のほうから本町の廃棄物対策課のほうへも連絡が行って、それぞれ県のほうで対応、協議されていたというふうに私のほうでは理解しております。それで、この現地調査を行って、その状況を踏まえて対応策を県のほうで練ったものと思っております。実際にその後の立入調査が7月12日に行われたということです。産業廃棄物につきましては、所管が都道府県のほうになりますので、宮城県としての対応についての内部での協議がその間なされていたものというふうに理解しております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 これ新聞報道にならなければ、きょうのような説明会を果たしてやったのかなと、そんなクエスチョンマークも今つけているんですけどもね。河北新報の記事を読みますと、町の話として載っているんですが、地元の建設業者が埋めたという記事であります。1970年から1990年の間というような記事の内容でしたけれども、これはどなたか町の関係者の方からお話を聞いて記事にしたと思うんですけども、町としてはこの建設業者という言葉が出た以上はどの建設業者か大体特定されているのかどうか。だれだかわからないけれども建設業者だという話はある得ないですからね。建設業者が埋めたという記事が載っているということ

は、皆さんから話を聞いて記事にしたんでしょうから。ということは特定されているのかどうか。多分特定されていると思いますよ。何もないのにそんな話で、記者の質問に答えるわけがないんですね。それが1つ。

それから、今後調査すると言いますが、どのような調査をしていくのか。調査の内容です。ここは先ほどもどなたかが言ったんだけど、高台移転としてこれから造成して行って、そこにお家を建てて人が住むわけですから、どのような調査方法なのか。地質調査、土壌調査もろもろあるかと思うんですね。廃棄物処理法云々、それは警察がやることだから、違法なのか違法でないのか、そんなのは我々には関係ないし、それはそっちで取り締まりとかいろいろあるんでしょう、法律で。私たちの立場は、あしたに人が住む土地なんです。どこに何が入っているのかということをしちっと調査をしないと人が住めないんじゃないかということなの。だから、どのような調査をするのか。土壌調査なり、どの辺まで調査をするのか。その結果が出るのはいつなのか。家を建てて人が住み始めてそういった有害物質が出たときに、だれが責任を持つのか。補償問題等々。

それから、20年前に法的には問題ないけれども捨てたんだと、それは刑事罰にはならないんだと、それはわかります。ただ、今発見した段階でその廃棄物はどのように処理されるのか。20年前だから廃棄物処理法が制定になる前だから刑事罰は受けないんだけど、産業廃棄物が出たのは確かなわけです。その出たものについて、これから調査した上でいろいろなところからいろいろなものが出てきたと、その処理は町がするのか、県の廃棄物対策課がするのか、その経費はだれが持つのか。その辺のところをまずもって聞いておかないと。高台移転がなかなか進まないんじゃないかと心配なんです。いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず1点目の建設業者の特定ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、その土地は町が最終的に取得しておりますが、これまでの所有者の経緯であるとか、そういうこれまでの履歴を調査していく中で、それに関係しているだろうと思われる特定の業者の方々からの事情聴取を行った中で、その辺を確定していきたいというふうに考えております。今はまだその調査の途中でございますので、これは実際県のほうでも今調査中でございますので、まだ確定というところまでは行っておりませんので、個別の名称はちょっと控えさせていただきたいと思います。

それから、調査の内容でございますけれども、先ほど申し上げましたいづれが何をどれぐらいというのを基本にした中で、県の廃棄物対策課のほうでそれに沿った調査方針といいます

か、これからさらに進めていく中で町はそれに対して全面的に協力をする形をとりまして進めていくことになります。その際に、具体にはどのような調査になるのか、例えば掘り起こすであったりいろいろやり方はあると思いますけれども、そのほかに実際水質検査であったり土壌検査であったり、いろいろな検査の方法も出てくると思います。それらを総合的に県のほうの、実際には県が主体となってやることにはなると思うんですけれども、町としてもそれに対しては全面的に協力をしながら進めてまいりたいと。実際に廃棄物が出ている分もございますので、その出ている分については間違いなく処理はしなければいけないということで、その経費の負担につきましても今後県のほうと協議をしながら進めたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 高台移転の場所であるということも含めて回答させていただきますが、廃棄物が云々というよりは、そこが昔沢だったというお話がありましたので、当課としてはその沢が現状は平らになっていますので、その沢がどの程度の深さなのかという調査はしなければならないということで、ボーリング調査は3カ所やっております。現状が余りにも過去の地形と変わってきているということもありまして、既にこの地域では設計業者も3月の段階で決まっております、清水JVのほうで土を取った後に調査をするという予定だったんですが、沢があるということもありましたので、今後の計画に影響を及ぼすのではないだろうかということで、その沢の深さがどれぐらいの高さになっているのかという調査の意味でボーリング調査は3カ所ほど実施しました。ただ、結果として廃棄物があるかどうかというのは、実際のところはコンクリートの固まりがありますとボーリングそのものは避けて通っていきますので、土とか砂とかそういったものしか表面上供試体としてあらわれてきませんので、どれが廃棄物かというのはちょっと定かではないんですが、沢の高さという部分を特定させるためにボーリング調査は実施は先月させていただきました。やっときのう、おとといぐらいに結果は出てきましたけれども、土質そのものについてはそれほど悪い状態ではないということでございますが、ただ沢については宅地造成の高さとして想定している高さよりも2メートルほど部分的には深いところもあったというのがわかりましたので、逆にそこまで造成でやっていかないと沢の上に家を建てるような状態にもなりますので、全体的な配置も含めて検討しなければならないのかなというふうに思っています。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 特定業者の個別の名称は控えると。控えるんだけれどもそうではないかという

推測のもとで記者には話したということですね。質問に対して。地元の建設業者だということは、課長でなくてどなたかがしゃべったのかな。町長か副町長かどなたかがしゃべったということですね。その方をこれから県警なりあるいは県の廃棄物対策課ですか、そちらで調査をしていくということなんですが、要するにどこに何を埋めたかというような調査もしていくのかと思うんですね。ただ、その調査方法なんですが、例えば先ほど言ったように廃棄物処理法、要するに刑事罰の対象になるのであれば警察が介入して調査に入るわけですよ。しかし、対象外であればこれは調査権というか、事情聴取だけだと思うんですよ。あなた何か悪い物埋めましたかと聞いたときに、悪い物埋めましたと言う人がいるのでしょうか。心配ないものばかり埋めていますよということにしかないのではないかなと。そうなったときに、果たして実態が解明できるかなということなんです。先ほども言ったように、造成して高台移転して家を建てた後に放射能が出てきたなんて言ったら、だれが責任持ちますか。そこから撤退しなければならないと、そういうことになるんですよ。そのときの賠償責任は町がとるんですか。どなたがとるんですか。この場でコンクリートだかタイヤだかだから心配ありませんと確定することはできるんですかね。私は住民の健康被害を心配しているんですよ。どの場所に何が埋まっているかわからないんですから。そうじゃないですか。それを確定して、100%身体に影響ないですよ、調査した結果何も出てこなかったし、将来も大丈夫ですよということを決定しないと、この高台移転というのは進まないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。一般社会通念上の考え方から言うと。常識的な考え方から言うと。それでも大丈夫だからやれやれと進めるんですか。埋めたところの上に家を建てないからいいんだという問題ではないんですよ。何が埋められているかわからないから。福島原発、放射能が出た、何キロメートル周辺の人たちが撤退しているんですか。原発の上に家を建てなければ大丈夫だという問題ではないですよ。そこを言っているんです。後でこういう問題が起きたときにだれが責任をとって賠償金を払うのかということですよ。その辺、どなたですか、新聞記者に地元の業者だと言った方は。町長ですか、副町長ですか、総務課長ですか。だれ。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、まず地元業者、マスコミ関係の方々はもちろん町だけじゃなく、町に来る前に県のほうへの取材があったというふうに聞いておりますので、その中でいろいろな話が出ているかと思えます。当然我々としましては先ほどから申し上げているとおり調査中でもありますし、特定の業者なり個人名をもちろん出せるだけの調査が進んでもおりませんので、その辺については県なりあるいは県警からの取材に基づいての記事なんだろう

と、そのようには思っております。実際町への取材の際にはそれで間違いないかと、そういった確認の意味の取材はありましたけれども、それに対して全くこれは絶対違うというふうな否定をするとか、そういった形はなかなかとれなかったので、その辺につきましてははっきりとは町からこうだというふうには話したつもりはありませんけれども、そういった複数の取材の結果としてそのような形の記事になったのかというふうに思います。

それから、その調査、とにかく産業廃棄物が出てきたことは間違いないことをごさいますて、それを今後どのように処理をしていくか、これはまさに当課でこれから取り組んでいくべき事業になりますけれども、いずれ県のほうでどのような対応をするのか、その指導、指示を受けながら町としてはそれに沿った形での取り組みをしていくと。例えばボーリング調査を再度やるとか、そういった実際の作業工程につきましてはまだ県のほうと詳細な話し合い、打ち合わせはやっておりませんが、実際県のほうでも調査に動いておりますので、今後そのような現地の調査方法についても具体的に進めていく必要があると思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうすると、新聞記者さんは県警とか県のほうから先に取材して、こういう業者さんでないかみたいな話で町に来て確認したと。それも否定はしなかったと、そうじゃないですかぐらいに言ったんだと、だから町がどこどこ業者だと話していないから私たちが言ったんではないよというような言い逃れとか言いわけとか、そんなふうにはしかとれないんですけれどもね。新聞は「町によると」ということだから、地元の建設業者がやったんだと、だから町ではどこの業者さんがやったかわかっているんだなという解釈をしたわけですよ。それはそれとしてね。

あしたに放射能なんか出たらどうするんですかという質問。その処理、補償問題は どうするんですかということ。地質調査とかちょこちょこやって、その埋めたという業者さんから聞いて、この辺だこの辺だこの辺だと言ってそれをまともに受けてやって大したことなかったからどうぞと言って家を建てた後に、とんでもない有害物質が出たときにだれが補償するんですかということ質問しているんです。100%間違いない、心配ない、家を建ててもいいですよと判断できるまでは、この高台移転は一時ストップする必要もあるのかなと。事業を進める上で、おそくなるからとかという問題じゃないですよ。町民の命にかかわることですからね。事業を進めるためには町民の二、三のとか20人、30人の犠牲はやむを得ないというような言い方ですよ、あなた方の言っているのは。とんでもないですよ。どちらが大事ですか。どうですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 新聞記事についてちょっと言葉が足りませんでした。取材に当たって、A社あるいはB社というふうに特定の名前が出て、それについて間違いはないかという話ではありませんで、そういったA社、B社という特定の業者名は出ておりません。県のほうへの取材でもそれは出ていないはずですので、そこはそれについて肯定したということではございません。地元の業者で、それが記事に出ていますので、共同通信社のほうも。それについてははっきりと否定はしておりません。業者名までは出てはおりません。

それから、産廃の処理につきましては、県のほうでも本格的に調査をするということには今後なるかと思いますので、その廃棄物の内容の調査については先ほど申し上げたとおり水質検査であったり土壌検査であったりそういったものも並行しながら進めていくと。町としても当然そこについては責任を持って全面的に協力をしていくと、そのようには考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 放射能が出たらどうするのかという質問。大事なことですよ。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員の放射能が出た場合どうしますか、その責任の所在という質問でありますので、答弁をいただきたいと思います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘の部分もございますので、水質調査、今ご指摘の放射能の問題、それから環境調査、土壌調査等々についてはやりたいというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 だからそういうことも想定しなくちゃならないんです。高台移転ということは人が住むんですから。それもやらないで高台移転の事業だけを進めていいのかという問題なんです。せっかく事業を進めて、これ調査結果でストップだとかとなったらどうなるのかということを行っているんですよ。私は時間がかかると思いますよ。県はどうだかわからないけれども、町の高台移転ですから。沢という沢を全部調査する必要がありますよ、掘り起こして。そこまでやらないと町民を安心して住まわせることはできません。私はそこまで思っていますよ。そんな県とかなんかって。警察なんか廃棄物処理法に違反していなければあとはタッチしませんからね。そうでしょう。あとは県の担当者が、特定の業者に「どこに何を埋めたんですか。大丈夫ですか」と聞いて、「大丈夫です」「大丈夫だそうだから」、そういうことではもう信用なりませんからね。沢という沢を全部調査して、町民の命にかかわることですからね。終わります。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 私もこの高台移転の用地ということで、ニュース報道、そしてまた新聞にも目を通したものでありますが、前者と重複する質問になるかと思いますが、20年前ですか、合法性があるものと見てということでこの記事には載っておりますが、さかのぼってそれらの廃棄物等の件は十分当局ではその時点から知っていたかと思うわけでありまして、特に副町長はこの高台移転用地取得に対しまして随分熱い弁を述べられました、しかしながら被災に遭われた地域の皆さんが切実たる思いでこの用地を望んだとも思うわけでありまして、それに当たりまして、私はいろいろな議論の結果、最終的にはこの用地を寄贈された、高台移転に利用するというのでこれまでの経緯があったわけでありまして、しかしながら町自体では私は動いていたと思うんですよ、こういうお話はね。それで、合法性というこの20年前の言葉でしかるべくこの問題となる点を口を開かなかったのではないかと解釈をするわけでありまして、切実にこの高台を希望した皆さんへの責務たるもの、いかななものかと私は思っているところであります。その点につきまして環境対策課長からなる説明をいただきましたけれども、今度は副町長からお伺いしたい。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 山内委員のお話ですと、私個人的に大分あそこに熱い思いを持っているというような意味合いのお話でございますけれども、前にも説明してございますけれども、ちょっと経過をお話ししないとご理解いただけないのかと思いますけれども、あそこは私が承知しておりますのは昭和60年代前半、ゴルフ場問題が志津川リゾートということで再燃いたしまして、平成4年に結局当時の町議会で設置反対を採択したという経過がございまして計画が断念されたということでございました。当時、昭和60年代後半にゴルフ場の再開発のお話が出てきたときの現場は、私も承知してございます。その当時の状況と現時点での状況は大きく変わっていないというふうに判断してございます。昭和48年に三国総合開発があそこにゴルフ場計画をして、一部造成を始めたという状況のままでございまして、その後土取り場で、結構奥のほうにも土取り場の跡は見えるようでございますけれども、当時から大きくは変わっていない。したがって、今回問題になってございますその産業廃棄物の投棄はその前になされたというふうに考えざるを得ないということでございますので、知っていたのかというお話のようでございますけれども知るわけがございまして、ましてや今お話にございましたように地域の方々が被災後の高台移転の場所として切望している場所でございますから、当然そういう思いを背負って我々もあその開発に対して意を用いてきたということでございますので、その辺はきちんとご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 副町長が今お答えになりましたけれども、知っていたの知らないと言えないと思うんですよ。この移転に当たりまして、いろいろな情報が私のほうにも入ってきました。あそこはとんでもない山だと。まさかと思いました。しかしながらそのまさかが今このような問題となって報道された。全く知らないということは私は言えないと思うんです。切実たる思い、望みをかなえて、そして高台移転の用地としていろいろとり進めてきたわけですが、果たして先ほども言いましたようについの住みかとして、適切な用地として余りにも町の、当局の考えというのは無責任なところがあるのではないかと私は思っております。

それとあわせて、高台移転に署名した被災された皆様方はどのような思いで受けとめておられるのか。きのう、きょうに報道されたばかりで、その声が返ってきているかどうかはわかりませんが、ただこの移転計画には影響がないと報道されているところでこの点を伺いたい。そしてその希望した人の思いというものがどのようなものか。このような点で、希望した方々からいろいろなお伺いはなかったのか、あわせてもう一度お伺いしたい。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって、前段はつきり申し上げておきますけれども、「知っている知らないというような返事をしているのではないかと、山内委員のご推測でお話をされることについては大変不本意でございますので、そこはしっかり申し上げておきたいというふうに思います。委員会でございますので、それぞれ委員の立場でお話をされるのは結構でございますけれども、ましてやこういう問題が今この場でこのように議論されていること、それを承知の上でだれがあそこの地域に住民の安住の地を求めますか。考えられるはずがない。結果として残念ながらそういった地域の一部に産業廃棄物があったということについては私らも大変残念でございます。そこははっきり申し上げておきたいと思います。ご推測で申し上げるのは控えていただきたいというふうに思います。

それから、地域住民の方々についてはもちろん新聞報道等でそろそろ多分承知されているということでございまして、調査結果なりこれまでの経過についてはなかなか本日委員会の中でも委員のご質問に明確にお答えできないような状況でございますけれども、いずれにしろきょう委員会で報告申し上げている分については地域の方々にもお伝えしながら、ご説明をし、今後の対応に当たっていききたいというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 地域の方々には、ついの住みかという部分も踏まえて、朝の

作業開始前にあの辺を散歩したりとか何かしていたようでございます。そういった経緯もありまして8月2日に、私は出席しておりませんが地区のまちづくり協議会の役員会がございまして、その折に廃棄物どうするんだというような話はされたようです。いずれその地点ではうちのほうもそういった話があるという以前にそもそも地形そのものが先ほども申し上げましたが産廃というよりはゴルフ場の造成を一回かけているという部分もありましたので、沢があるのではないかとといったような情報もあったので、そこについてボーリング調査をしていると。その状況については改めてご説明をさせていただくということでは地域の方々にお話はさせていただいております。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 副町長、私も熱い思いで聞いているんです。何も推測とかお茶飲み話で言っているんじゃないんですよ。かつてゴルフ場のそういう事業が、途中中止になったわけですが、その当時からそのような産廃の情報があったわけでしょう。ならば、なぜ寄贈されたこの土地を計画するに当たり、当初調査をしなかったのか私は疑問に思います。最近でしょう、それは。なぜこの高台移転を進める時点で調査をしなかったのか、私は疑問に思います。このような情報が実はということで私にも入ったとさっき言いました。それは私ばかりじゃなくて、そのような情報を持っている方が多いと思います。だから私は聞いたんです。ついこの住みかですよ、これからの。それを無責任に、無責任という言葉が値するかどうか、私は値すると思って言っているだけけれども、その高台にこれから住む方々に対しての、その方々の思いというものを、声が届いていると言っていますけれどもどのような思いでこれから過ごすのかと、心配はないと言うけれどもそういうところが懸念される場所なんですよ。だから私は聞いたんです。だから勝手なお茶飲み話みたいな受けとめ方をされては遺憾に思います。それだけ言っておきます。もう一度お答え願います。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） もちろん委員も当該地域住民の安住の地としての今後のあり方にご心配、ご懸念をいただいている思いでの発言であることは十分承知をしております。ただ、私がさっきお話ししたのは、以前から知っていたんじゃないかと、知っていて知らないということで進めてきたんじゃないかというお話でしたから、そこは明確に否定をさせていただいたということでございます。山内委員は以前から聞いていたというお話でございますけれども、当該地域については昨年のちょうどこの時期から町が直接取得について議会のほうにご提案を申し上げ、いろいろなご議論をいただいております。その過程の中でこういう話は双方でも出て

おりませんし、当然議員の皆さんも現場に行って現状をご視察もしていただいた上、熟慮の結果否決というご決定をいただいた経過がございますけれども、その過程でそういった廃棄物があるということについては全く存じていないということでお話し申し上げたんでございまして、特段お茶飲み話とかという意味合いについて私不本意だというお話をしたのではございませんで、20年前からそういうお話を知っていて、知らないと言っているのではないかというようなお話でしたから否定をさせていただいたということでございます。調査と言いますと。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 高台移転が決まりまして、即座に土地のいろいろな調査が必要であったと思うんですよ。最近でしょう、先ほども言いましたけれども。後々でしょう。だから、私はそのような情報というか、私は隠しているとしか思えなかった。そういううわさがあってなぜ、心配ないだろうと先ほども言いましたけれども、20年前は合法性があると、そういうことも含みを持たせて聞いたわけなんですけれども、であるならばその移転が決定した時点でなぜ調査をすぐしなかったのかというのが私は疑問に思った。いろいろな報道に目を通してね。そう思ったんです。その点についてお伺いしたい。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） この場所だけじゃなくて、それぞれの高台移転についてその場所が高台移転の候補地と決定して、造成計画、実施計画をする段階で当然地質調査というのはどの箇所でも行う予定でございますので、当該地域もたまたま先行して2次仮置き場の基盤づくりのために一定の土量が必要だということで、その後に出てくるだろう高台移転あるいは災害公営住宅の用地開発に支障のない範囲内で土を取っていただくことについて了承したということでございますから、町の計画としては当然そこ一帯のどれだけの広さの例えば災害公営住宅あるいは防災集団移転の用地、それから公的機能の集積なども考えておりましたものですから、そういうものが固まれば当然その必要な部分について地質調査というのはその段階で行うのが普通でございますので、あえて至急を指定しなかったということでございますので、そこは事業の進め方の手順としてご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 前者がおのおの申し上げているように、廃棄物を捨てたということは随分知っている人がいるんですよ。私も当時それらもろもろの問題があって反対しているんですから。ここで言ったか言わなかったかは私は記憶にありませんがね。当時、そういう話は周辺でありましたよ。名前まではっきり覚えてはいませんが、周囲の人たちがそんなことを言っていました。

た。それらもろもろの問題があつて、議会では否決に至ったんですから。それをまたあなたたちが土地をいただいたんだということでどんどん進めていると。今現実がこのような内容になっていると。私は前者の言ったとおりだと思いますよ。やはり土地、その周辺の方々からよく聞き取るとか、いろいろな角度から調査をいたしまして、そして高台移転を決定すべきだと思いますよ。私だけじゃなくまだまだいますよ、知っている人はここにも。そういう問題が当時話されていたんです。知らないのがおかしいんですよ。当時はその問題に諮っているんですから。それはそういうことで、大変なことができたなと思つているところでもあります。まさかそういう話を聞いても本当じゃないだろうかと、当町が進めるものだから、あそこが一番の適地だと進めるものですから、それではあのうわさほうそなのかななどと思つてもいたんですけれども、出てきたと。これは大変なことだなど。放射能、がんの原因とか。これは目に見えるものではないんですよ。それを除いたからそれでいいんだと、私はそういうものではないだろうと思つていますよ。そのようなことで、今後この検査が終了するまで住民が待っていますか。やはり再検討の必要もあるんだと思つていますよ。喜んで後押ししますよ、住民は。廃棄物がもっともっとあるかもしれないと、これで終わりだとだれが決定づけますか。何もないということだれが言いますか。今後何も出ないということだれが言いますか。そういうことはだれも言わないと思つていますよ。ないかもしれないしあるかもしれない。そのような内容のところは今あったわけですから、今後は再検討する必要もあるのではないかと思つていますが、そのような考えがあるのかどうか。何か出た場合の責任、前者も聞きましたが、おれが責任を持つよと言う人がいないんですよ。いない限りは進めないんです。何か出た場合に知らないよと、そんな行政で住民が満足しますか。了承しますか。やはり安心・安全が大事ですので、生命にかかわる問題だ。今後いろいろ検討したほうがいいと思つていますが、その辺の考えはいかがなものか。時間がかかりますからね。それでなくてもおくられているんです。私はこの前の特別委員会で指摘しました。なぜ戸倉が進まないんだと。いの一番に必要だと言つて進めてきた戸倉地区の高台移転がなぜおくられているのかということ質問した記憶があります。今現実出たものは出たんですから、そこら辺は真摯に考える必要があるんじゃないかなと、無理をする理由があるのかどうか、その辺の姿勢、考え方について責任ある方のご答弁を願います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁させていただきましたが、この問題については調査をしっかりとさせていただきたいというふうに思つてございます。そういった中で我々として進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 調査をする、そんなことは何回も言われているからわかります。いつまで調査をするんですか。それまで待っているんですか。いつ決定するんですか。調査するのは当たり前なんです。調査が済むのはいつになるんですか。それを聞いているんですよ。調査をするのは当たり前ですよ。時期を示してください。いつまでに調査が済まなければ再検討するとか、何月何日までに調査が済むとか。いつもそうだ、期限をつけないで、検討するとか。そんな無責任な答弁では困りますよ。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは先ほどもお話ししましたように県との絡みがございますので、県の指示をいただきながら我々としてやれるものはやるということございまして、いずれ県もこの調査に入るといふことですので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 時間が相当かかるんですよ。いつまでにその結果が出るかわかりますか、県の姿勢が。そのような中で再考の必要もあるんじゃないかと、こういうふうになっているんですよ。何回も言うようですけども、産業廃棄物なんていうのは現社会ではとんでもない問題になっているんですから。期日、おおよそでいいですよ、示してください。何日までにこれが解決しなければ考える必要も出てくるのかなとか、その辺。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 産廃の実態調査につきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、県のほうでも入るといふ話までは進んでおります。実際どのような調査計画を立てて実施するのか、そこは極力急いで進めるように努力したいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 同じ答えなんだ。県のほう県のほうと言わないで、町としていつころまでにある程度の結論が出ない場合はこんな考えも必要になるんじゃないかと、ちゃんと教えているんですよ、答弁を。そういうふうなことをする必要が間違いなくあると思いますよ。住民の生命がかかっているんですよ。それを堂々と住民の方々に説明できるのかですよ。何か出てもだれも知らない、責任をとらないと。県の調査の期日をおおよそいつごろと考えていますか。いつごろに決まるんですか。その場しのぎではだめですよ。責任ある答弁をしてもらわないと。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 先ほどから申し上げておりますとおり、まだ実際の調査の計画

ができておりません。これから計画を立てて実行するということになりますので、具体の時期については今ここではちょっとお答えできませんけれども、実際調査の方法あるいは調査する面積とか、それによりましては時期のほうは変わってくるかと思えます。その辺はとにかく必要な調査を漏れなくその計画に盛り込んで、なるべく早い時期に着手できるような形で県のほうと調整を進めてまいりたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 それではいつまででも、何年でも、何十年というのはないでしょうけれども、しかし年度でしょう、何年でもその結果が出るのを待つんだと、そういうことですか。待った後で考え方を示すんだということですか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり戸倉地区の造成着手につきましては来年の中盤ごろということになってございますので、そういったスケジュールに影響ないような形の中で県とも調整を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 間もなく4時を報ぜんとしておりますけれども、その他についてまだご意見があるようでございますから、時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。では時間を延長したいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 産業廃棄物ということで、二、三十年前は非常にいろいろなところでそういうことがあったと私も見ておりますが、これが直接生活に悪影響を及ぼすような非常に有毒な廃棄物というものはなかなかないものだろうと感じておりますが、いずれ住民の安全ということで早期の調査は行ってもらいたいと思えますが、あれだけの広大な土地なものですから、造成した部分はちょっと以前の形状がわからないということで、埋まっているかわからないということなんです、あえてそこを避ければ十分な用地があると思うんですが、その辺に関してはこれからいずれ計画的にあそこは造成していくものと思えますが、その辺に対する考え方はどのようにお持ちですか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ある意味今ご質問あったとおり、あれだけの広大な土地で

すので、その影響エリアを外しても場所としては確保できるというふうに思います。ただ、私ども心配しているのは、先ほども申し上げましたが確かに廃棄物という部分もございしますが、造成前の形状が変わっているという部分については先ほどもご指摘ありましたとおり沢を土で埋めた形跡があるのであれば、しっかりとしたボーリング調査もやった上で宅地の地盤として適切かどうか、そういったことも調査していきたいと思っていますし、そういった中で場所を特定していくということは今後も検討していきたいというふうに思っています。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 ご存じのように非常に多くの戸倉の地区民がゴルフ場予定跡地を希望していたわけございまして、当然住民の安全を確保する上においては十分な調査をしてほしいと思いますし、やはり1つの選択肢としてあれだけの広い土地ですからあえてそこは避けて造成をすると、私はそのほうがむしろ安心なのかなという感じがしますので、十分な検討の上で進めてほしいと思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 この件に関しては、きのうの新聞報道、きょうの説明会ということでいろいろな質問がなされております。執行部のほうの考え方だと、県とこれから調査の内容等も検討しながらやっていくというお話ですので、多分近いうちにやるものだと思っております。まだ具体的な日程等もわかっていないものですから、検査をする内容、時期等々もわかり次第、またこの特別委員会を開催しまして、さらなる皆さんからの考え方というものも発言していただくということで、きょうはこの程度で延会したほうがいいのかというふうに思うんですが、まだまだお話しする方もいるかと思えますけれども、その辺のお取り計らい、すぐにでもしゃべりたい方もいるようですけれども、これ以上何とも、今のような答弁しかできないのかなという感じがいたしますので、委員長、その辺の取り計らいをお願いします。

○委員長（西條栄福君） ただいま三浦委員より議事進行についてご提言がありましたけれども、その他についてご質問ございますか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今高台移転に本格的に向かう中で、こういった事案がまた出てきました。南三陸町はとにかくいろいろなことが起こる町だとほかの地域の人たちは本当に感じていると思います。

昨年、この土地取得に関してはいろいろ町長、副町長がぜひあの土地を住民のついの住みかの場としてということで議論して、その中でもいろいろな不透明な部分がありました。そんな中で楽天の副社長の本城氏が町のほうに寄附されたわけです。この本城氏の誠意と厚意に対し

て、町のほうからこういった事案が起こったことを報告しているのか、その辺、1点とりあえずお聞きしておきます。

あと、5月7日にあそこの産業廃棄物があったと、そして今こういった新聞報道で町民にわかったと、そういった経緯の4月27日から8月8日、この中でも戸倉のあのゴルフ場跡地に住みたいと、4地区から戸倉の範囲を波伝谷とかふやしました。それであそこに住みたいと、その町で知っていたあそこに産業廃棄物がある中で、こういった人たちの気持ちを町は考えたことがありますか。どうしようもないから早く住みたいということで、戸倉地区のゴルフ場跡地を選択した人たちの気持ち、執行部、そしてあそこを決めた町長、副町長、そして町全体、議員でも反対の中でこういった結果になったんですけれども、その人たちの気持ちは本当に町は考えていますかね。あと今後です。これから。あそこにそういった話があって、あそこに今大体公営住宅で50戸、それで110戸建設、そして今土地を欲しいという方が100世帯ですかね、それで150戸、想定は250戸です。そういった中で、あそこにこれから住みたいという人がいますかね、こんな問題が起こって。そしてあの場所は、町の示した高台移転計画は学校も多分含まれています、公民館も含まれています。あとそうした環境を利用した子供たちの広場とかそういった施設にもあそこはなっています。そんなところに産業廃棄物があったと。そしてその場所を使わなければいいんじゃないかと、そういう議論には私はならないと思います。もし産業廃棄物が清水建設の土取り場で発見されなかったら、この話は結局闇の中に葬られたと。闇の中に葬られることによって、どこかプラスになるところがあったとしたら、これは一大問題だと思います。南三陸町にとっても行政にとっても大変な問題だと思います。こういった観点から、今後の高台移転の住民のあそこ居住の希望を町としてどういうふうに考えているのか。この2点をお願いします。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本城さんには近々にお会いしてご説明をさせていただくということです。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどもご説明しましたけれども8月2日にまちづくり協議会の役員会でそういった話が住民の方から出て、調査をして調査状況をご説明したいというお話をした状況では、そんなのダメだとか、そこはどうかのといった話はまだ出てきておりません。ただ、当然住む方々に対してはしっかりと説明をしますし、今後その取り扱いについてその敷地内で別な場所の配置計画をつくるか、そういったことも含めて地域の方々とは相

談をしていくようになるかと思います。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 町長が近々に本城氏に連絡すると。本城氏の寄附額は9,300万円、そのぐらいの寄附をもらっていて近々とは、まだしていないというこの金銭感覚。私は不思議でなりません。わかった時点で、1カ月あれば十分できます。それを近々だなんて、私は信じられません。やっぱりこれは今4,900億円とか2,400億円とかいっぱい金額が動いている中で、金銭的にもう行政が麻痺しているんじゃないか、こういったことを町のトップの今の話から私は感じました。やっぱりこれはおかしいと思います。だれが一番大事かといったら、住民ですよ。戸倉地区民が一番泣いていますよ。多くの方が亡くなって、今度は第2瓦れき置場、戸倉地区、そして今度は4地区の高台移転、今度は産廃が出ました。これは大問題だと思いますよ。こんな地区、被災地にありますか。みんな苦しんで一生懸命頑張っている、執行部も頑張っているのはわかります、私たちもとにかくみんなで何とか早い復興をと思ってやっています。そんな中でこういった汚点がどんどん出てくるような町が今、南三陸町がどんどんそんな目で見られています。それをどんなふうに今後町長の方向性として進めていくか、それだけ最後にお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の最優先課題は生活再建、住宅再建でございますので、邁進していきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 町長の言葉は本当に簡単で、私には軽くしか聞こえません。もっともっとやっぱりメディアも来ていますし、この問題について町民の高台移転の場所が失われようとしている現実を、今みたいな原稿用紙で書いたら二、三行ぐらいの言葉で片づけられていいものかと思います。皆さん本当にどう思いますか。執行部の皆さんも含めて。ぜひ町長には、これからこういった事案があってもとにかく前に進むんだという力強い発言をできればいただきたいと思います。さっきと同じだったらいいです。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 この特別委員会の委員長、関連がございまして、この震災に。これだけは確認しておきたいと思います。災害復旧工事の着工式ということで皆さん案内を、我々の議席に置かれていたわけですけれども、この震災に関連がありまして、臨時会の際に、防災庁舎の、アメリカでしたか、女性の方が日本名で置かれていた、お目通しわかりますね。私確認しておき

たいんですけれども、こういう文書案内の許可というのはきょうは委員長の許可によって配付されたのか。

そしてもう1つ関連があるので今伺いたいということで時間をちょうだいしたんですけれども、本会議前に各議席にガラス箱でしたか、防災庁舎を残すべきだというふうな海外からの手紙、各自配付されたわけなんですけれども、これは当局から許可なく配付されたのか、それをちょっとこの場で大変恐縮なんですけど確認をしておきたいと思って、今時間をちょっとちょうだいいたしました。

○委員長（西條栄福君） この前のアメリカからのやつはたしか臨時議会でしたよね。ちょっとその辺を私は確認していないんですけれども、どういったルートでああなったかは。きょうのご案内については、戸倉海岸の建設工事に係る着工式というあれですね。ちょっとお待ちください、事務局に説明させます。

○事務局長（阿部敏克君） では、本日の戸倉海岸の着工式につきましては、担当課であります建設課のほうからきょう特別委員会が招集されるという部分で、議員さん方がおいでになるということで、配付方を依頼されて事務局のほうで各議員さん方の机のところに配付した経過がございます。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 これは議長が、きょうは委員長だからだけでも、ちょっとこの場をおかりして伺ったんですけども、実は海外から各議員にどうしても防災庁舎を残してほしいという依頼の内容でしたね。そういうものの許可といいますか了解といいますか、この場所で委員長に聞くのも何だけでも当局あてに来て各議員に配付してくださいということで勝手な配付をしたのか、それをちょっと私規約というか、この議場でのマナーというかルールというか、そこら辺でちょっと時間をちょうだいしてお伺いしたんですけども、そこら辺もし当局がわかっているのであればそれを説明していただきたい。

○委員長（西條栄福君） 局長より説明をさせます。

○事務局長（阿部敏克君） 今ちょっと確認をいたしましたら、前回の部分については各議員さんあてに1通ずつ封書に入っておりました。それで、この部分については教育委員会を通して届いたそうです。それで、内容的には事務局のほうで把握しておりませんでしたので、各議員さんあてに届いて、1枚1枚封筒に入れられて封印がされておりましたので、内容的には把握しておりませんでしたので、教育委員会を經由して議員さん方に来ていますので配付してくださいということで各議員さん方に配付したわけがございます。中身的には把握しておりません

でした。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 局長から今説明いただきましたけれども、それこそ読むいとまがなかったと、家に帰ってその内容がわかったと。その内容にもよるんじゃないかということで、その思いたるもの各議員に配付をした内容は「ぜひ残してほしい」ということだったので、きょうは委員長に聞いても事務局のほうに聞いてもこれは何とも言えないんだろうけれども、どういうものなのかなと、その範囲というのがあるんじゃないかということで、これはよしとしてですよ、範囲というものがあるんじゃないかなということで伺ったわけでありまして。すべてこれは許されるものかどうか、そういうものが。それだけ。

○委員長（西條栄福君） 局長より説明をさせます。

○事務局長（阿部敏克君） この前のアメリカから来た部分につきましては、教育委員会を經由して同じ行政の中でのやりとりだったもので、多分教育委員会でもその中身については把握していなかったと思うんですけども、うちのほうでも後で皆さん方に配付した後に議長あてに来た部分を臨時会終了後にあけて見たら、そういう内容で初めて受け付けをして中身を知ったということでございますので、議員さん個人あてに来たものをうちのほうで全部中身を開封するわけにもいきませんでしたので、どこかの団体から依頼された分については中身を確認した上で、議長と相談して適切な、議員に配付していいかどうかという部分を確認するんですけども、個人あてに来た部分につきましては一応そういうふうな、行政機関を通して配付してくださいと来た部分については今までも多々ありまして配付していることが多ございますので、今後そういう中身についてどういうものを配付していいのかという部分については、今後議長と相談させていただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） ここでお諮りいたします。先ほど議事進行にご提言がございましたように、きょうのところはこれぐらいにしまして、今後県との兼ね合いもあるでしょうから、そういった準備が整い次第、再度この件につきまして特別委員会を開催したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。

そのほか、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま申し上げました特別委員会につきまして、その開催は議長、正

副委員長にご一任をいただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのようにとり進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時18分 閉会